

◎議 事 日 程（第3号）

令和3年12月8日（水曜日）午前9時30分 開議

日程第1 一般質問（続）

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出 席 議 員（18名）

1番	馬 渕 紀 明 君	2番	石 崎 誠 子 君
3番	佐 藤 信 男 君	4番	竹 村 仁 司 君
5番	高 松 幸 雄 君	6番	吉 川 三 津 子 君
7番	原 裕 司 君	8番	近 藤 武 君
9番	神 田 康 史 君	10番	杉 村 義 仁 君
11番	鬼 頭 勝 治 君	12番	鷺 野 聰 明 君
13番	島 田 浩 君	14番	山 岡 幹 雄 君
15番	大 宮 吉 満 君	16番	加 藤 敏 彦 君
17番	真 野 和 久 君	18番	河 合 克 平 君

◎欠 席 議 員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	日 永 貴 章 君	副 市 長	鈴 木 睦 君
教 育 長	平 尾 理 君	総 務 部 長	近 藤 幸 敏 君
企画政策部長	宮 川 昌 和 君	市民協働部長	渡 辺 弘 康 君
産業建設部長	山 田 哲 司 君	教 育 部 長	三 輪 進 一 郎 君
保険福祉部長	小 林 徹 男 君	健康子ども部長	清 水 栄 利 子 君

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	近 藤 ゆかり	議 事 課 長	大 原 守 人
書 記	丸 山 小百合	書 記	杉 本 昌 哉

午前9時31分 開議

○議長（島田 浩君）

おはようございます。

本日は御苦労さまでございます。

御案内の定刻になりました。

定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・一般質問

○議長（島田 浩君）

一般質問を続行いたします。

一般質問は、質問順位に従いまして順次許可することにいたします。

ここで出席人数調整のため、暫時休憩といたします。

午前9時32分 休憩

午前9時40分 再開

○議長（島田 浩君）

休憩を解きまして会議を再開させていただきます。

質問順位8番の4番・竹村仁司議員の質問を許します。

竹村議員。

○4番（竹村仁司君）

おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従って、大項目「切れ目のない子育て支援」について、現状と今後の課題について質問させていただきます。

厚生労働省が発表した2020年の人口動態統計によると、合計特殊出生率は1.34で5年連続の低下、出生数は84万832人と過去最低を記録しました。死亡数は137万2,648人で、差引き53万1,816人の人口減、今後も毎年、鳥取県1つ分に相当する人口減少が続きます。

国の話をしましたが、本市においても人口減は変わりません。この人口減少、少子化の波を食い止めるためには、本市も子育てしやすいまち、子育て世代に選ばれるまちを目指すべきです。それを支える施策として、切れ目のない子育て支援が必要です。そして、それは市の高齢者の方々を支える力にもなります。

そこで、小項目1点目の質問です。

本市の人口総数、出生率を過去5年についてお伺いします。また、今後予測される人口総数なども併せてお伺いします。

本市のホームページを下にスクロールすると、「ライフイベントから探す」という表示が出てきます。モニターと、皆さんには配付資料が用意してあります。表示のみですので参考にしてください。その丸型のライフイベントから人口増加、子育て支援につながるものを探してみ

ます。

まず、「結婚・離婚」というマークをタップします。愛西市新婚世帯住居費等支援補助金という項目が出てきます。

そこで、小項目2点目の質問です。

この新婚世帯住居費等支援補助金の特色、導入の狙いをお伺いします。また、昨年度、本年度の実績もお伺いします。

次に、「妊娠・出産」をタップします。様々な取組が出てきます。

そこで、小項目3点目の質問です。

この中で、安心して妊産期から産後の期間を過ごすための取組である妊産婦・乳児健康診査、さらに出産後のサポートを必要とする方へ（愛西市産後ケア事業の御案内）、また未熟児養育医療の給付と、それぞれの特色をお伺いします。また、事業実績、市民からの声があればお伺いします。

今回のテーマである「子育て」をタップします。6つのフォルダーがあります。配付の2枚目の資料になります。その中の「お知らせ」をタップしてみます。様々な取組が紹介されています。

そこで、小項目4点目の質問です。

まず、子育て世帯生活支援特別給付金（独り親世帯以外分）についての特色、狙いをお伺いします。また、実績、申請者数など分かればお伺いします。

同じく、「子育て」の中で、あいさいっ子応援ナビがあります。このアプリの特色、登録者数が分かればお伺いします。

ここまでは切れ目を感じませんが、少し気になる点があります。ホームページ上のことなので、子育て支援につながりがないとは言いませんが、「ライフイベントから探す」の中、「子育て」をタップして、義務教育である小・中学校生への支援を見つけるのに戸惑います。「入学・卒業」をタップしても出てきません。そこで、もう一度「子育て」に戻りタップをし、6つあるフォルダーを幾つか開いてみました。「子どもの健康」の中に「6歳臼歯保護」という言葉を見つけました。小学校1年生です。

そこで、小項目5点目の質問です。

このホームページ、「ライフイベントから探す」の子育ての考え方としてはどのような対象を想定し、支援を紹介しているのかお伺いします。また、6つあるフォルダーのまとめ方、利便性をお伺いします。

以上で総括質問を終わります。御答弁よろしくお願ひします。

#### ○企画政策部長（宮川昌和君）

私からは、本市の人口総数、出生率、また今後の人口総数について御答弁させていただきます。

愛知県衛生年報に記載の平成28年から令和2年までの10月1日時点での愛西市の人口総数についてお答えをいたします。

平成28年6万2,587人、平成29年6万2,113人、平成30年6万1,568人、令和元年6万1,320人、令和2年6万839人です。

次に、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した、いわゆる合計特殊出生率は、人口動態保健所・市区町村別統計により、平成25年から29年までの5年間について出生率1.25となっております。

今後の人口総数等の推移ですが、愛西市人口ビジョンでは、このまま対策を講じない場合、合計特殊出生率を1.25前後と仮定すると、2045年に人口総数4万3,275人、2060年には人口総数3万3,348人と推計されます。

仮に、合計特殊出生率を段階的に2.07まで上昇させ、社会移動をゼロと仮定した場合には、2045年に人口総数5万1,244人、2060年には人口総数4万5,619人と推計されます。以上です。

#### ○市民協働部長（渡辺弘康君）

私からは、新婚世帯住居費等支援補助金の特色、導入の狙い及び昨年度、本年度の実績についてお答えをさせていただきます。

まず、特色についてでございますが、この補助金は、愛西市に転入し、新生活を始める新婚世帯に対して住居費及び引っ越し費用の一部を助成することにより、婚姻に伴う新生活を経済的に支援し、安心して暮らしていただくことを目的としています。これをきっかけに愛西市に転入していただければ、将来的な人口の確保及び少子化対策の推進につながると考えています。

次に、特色といたしまして、対象年齢を他市は39歳以下としておりますが、当市は45歳以下と高めであり、晩婚化にも対応しております。また、他市では所得制限を設けていますが、当市では制限を設けていませんので、他市に比べ支援が受けやすくなっています。

次に、実績についてでございますが、令和2年度は20組、補助金総額216万3,000円、令和3年度の11月末、現在ではございますが、31組、補助金総額494万3,000円となっております。

私からは以上です。

#### ○健康子ども部長（清水栄利子君）

私からは、妊娠・出産についてから順に御答弁させていただきます。

妊産婦・乳児健康診査について。

安心して妊娠期から産後の期間を過ごしていただくために、妊婦健康診査14回、子宮頸がん検査1回、歯科健康診査1回、産婦健康診査2回、乳児健康診査2回を公費で受けていただいております。

妊婦健康診査につきましては、令和2年度妊婦健康診査1回目の受診率は99.3%、2回目は94.1%でした。乳幼児健康診査の受診率は、1回目80.8%、2回目55%でした。産婦健康診査につきましては、1回目79.5%、2回目36.1%でした。

産後ケア事業については、お産と育児の疲れから体調がよくない方や授乳に対する不安等の産後の支援が必要な方に医療機関へ宿泊し、母の体調管理や乳房ケア、育児相談等のサポートを行うものです。令和2年度は利用者6人、利用延べ日数28日の利用がありました。

御利用になられた市民の方からの声としては、実施後のアンケートから、利用してよかった、

産後の不安が和らいだとはほぼ全員の方が回答してみえます。そのほかには、体をゆっくり休めることができた、授乳や育児の手技を理解し自信が持てた、精神的にリフレッシュすることができたなどの声をいただいております。

未熟児養育医療の給付について。

未熟児養育医療は、体の発育が未熟なまま生まれ、入院が必要な乳児が入院治療を受ける場合、必要な医療費を給付するものです。給付の対象となる費用は、医療費のうち保険診療分の自己負担額と食事療養費としてのミルク代です。令和2年度は、給付実人数6人、給付延べ日数329日分の負担をしました。

続きまして、子育て世帯生活支援特別給付金です。

子育て世帯生活支援特別給付金は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯の生活を支援する国からの支援事業で、児童1人当たり5万円を支給するものです。

ひとり親世帯の方は、令和3年4月分の児童手当受給者などが対象となっていますが、ひとり親世帯以外の方につきましては、令和3年3月31日時点で18歳未満の児童を養育する父母で、令和3年度の住民税非課税の方や、令和3年1月1日以降、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が急変し、住民税非課税相当となった方が対象となっております。

ひとり親世帯以外分の給付実績は、11月末現在、受給者151人、児童数282人、給付額1,410万円でございます。

続きまして、あいさいっ子応援ナビについてです。

あいさいっ子応援ナビは、平成30年1月31日から運用を開始しておりまして、登録者数は令和3年11月1日現在、1,400人です。

このアプリは、妊娠期から子育て期までの子育て世代を対象に子育てに関する情報発信を行うスマートフォン用のアプリで、簡単に無料で登録することができます。

内容は、妊娠・出産・産後に関すること、医療機関、保育園や幼稚園、児童館・子育て支援センターなどの施設情報や年齢に合わせた子育ての様々な情報を検索し、入手できます。

また、愛西市からのお知らせや予防接種の予定をスマートフォンのプッシュ通知で受けられるなど、忙しい子育て中のお父さん、お母さんが手軽に利用できる子育て応援アプリとなっております。

続きまして、ホームページ「ライフイベントから探す」の「子育て」のページにおきましては、子育てを支援するため、関係各課の事業や手続などの情報を大きく6つの項目に分けて掲載しております。

そのうち、代表的な2つの内容としましては、「お出かけ情報」では、保健センターの生後1か月から3か月児とその保護者が対象となるピヨピヨサロンや児童館・子育てセンターなどの施設を紹介しています。また、「支援・サポート」として、ひとり親家庭の支援、あいさいわかばや就学相談などの発達・発育について、子ども医療や児童手当、児童扶養手当など各種の手当て、私立高等学校授業料等補助や就学援助など、教育援助制度などを掲載しています。

まとめ方につきましては、ゼロ歳から18歳までの子育て支援に関する内容別にまとめております。以上です。

#### ○4番（竹村仁司君）

それぞれ御答弁をいただき、ありがとうございました。

順次、数点にわたり再質問をさせていただきます。

まず、新婚世帯住居費等支援補助金については、本市の独自性、他市との違いがよく出ている支援になっているので、しっかりPRをしていきたいと思っております。

また、本市の人口総数、出生率を過去5年について、今後予測される人口総数、出生率の推移の答弁をいただきました。こうした人口動向についてどのように分析し、どのような対策を立て具体化していくのか、少子高齢化、人口減少に対する市としての方針、具体的な施策をお伺いします。

#### ○企画政策部長（宮川昌和君）

愛西市人口ビジョンでは、3つの方向性を掲げ、活力ある持続可能な地域づくりを目指すこととしております。

1つ目、自然減を抑制する取組として、新生児子育て応援給付金がございます。これは、出生したお子さんを育てる保護者へ10万円を給付する子育て世帯への生活支援策の一つでございます。

2つ目、社会減を抑制するとともに、社会増を促進する取組といたしましては、市内への企業立地促進並びに市民の雇用機会の創出に向けた企業立地促進奨励金、雇用促進奨励金制度により、経済活動の活性化、産業振興を図ります。

3つ目、人口減少・高齢化に対応する取組として、高齢者や障害者の方の移手段確保に向けた高齢者・障害者福祉タクシー利用券助成事業などにより、住み慣れた地域で自立した生活を送るための支援を行っております。

このような施策によりまして、減少する人口にできる限り歯止めをかけ、活力ある持続可能な地域づくりのほうを行っていききたいと思っております。以上です。

#### ○4番（竹村仁司君）

ありがとうございます。持続可能な地域づくりをぜひお願いをします。

市として、切れ目のない子育て支援がホームページのライフイベントから分かりやすく理解できるのが理想です。まず、順を追って見ると、新婚世帯が増えることは大切な取組と言えます。多くの新婚世帯が転入を考えるタイミングとして、妊娠・出産という人生の節目が上げられます。安心して妊娠・出産を迎えられる自治体であることは大切です。それと同時に、不妊に悩まれている方へのサポートも大切な事業です。

そこで、一般不妊治療費助成事業、あるいは不育症治療費助成事業と、それぞれの概略をお伺いし、実績があればお伺いします。

#### ○健康子ども部長（清水栄利子君）

一般不妊治療費助成事業は、不妊に悩む御夫婦に対して、人工授精のほか、医療保険適用内

外の不妊検査及び一般不妊治療費の自己負担額の2分の1以内で1年間当たり上限額10万円までを2年間助成するものです。

実績としては、令和元年度は32組が利用され、うち母子手帳交付者は10組でした。令和2年度は27組が利用され、うち母子手帳交付者は10組となりました。

不育症治療費助成事業は、妊娠しても流産・死産を繰り返す場合に不育症と診断されますが、不育症の方の中には治療が可能な方がいます。そのような御夫婦に対して、一般社団法人日本生殖医学会の認定医師が勤務する病院で治療を受ける場合、医療保険適用内外の治療費の自己負担額の2分の1以内で1年間当たり上限額10万円までを2年間助成するものです。

実績としては、今のところありません。以上です。

#### ○4番（竹村仁司君）

もう少しホームページ上で確認をします。

「ライフイベントから探す」の「子育て」をタップすると出てくる6つのフォルダーの一つ、「お知らせ」の中にオンライン相談室を始めましたとあります。相談事業は、子育てにおいて大切な要素になります。このオンライン相談室の目的、今年度からの事業ですが、実績、利用状況など分かればお伺いします。

#### ○健康子ども部長（清水栄利子君）

オンライン相談は、妊婦さんや子育て中の方がインターネットを通じて、窓口に来て相談することと変わらない状況で相談ができることを目的として実施しております。

実績、利用状況としましては、子供の発達について、あるいは授乳についての相談が寄せられ対応した実績がございます。

また、そのほかの利用といたしまして、中学2年生を対象にした「いのちの授業」で活用することができました。本来は、生後1歳未満の赤ちゃんとお母さんに学校にお越しいただき、生徒さんが直接赤ちゃんに触れることで命の尊さを学んでもらう授業ですが、コロナ禍により学校訪問ができなかったため、実際に赤ちゃんをだっこしたお母さんが、オンライン相談室から画面越しに教室の生徒さんと育児に対する思いや質問を交えて対話をするといったリモート授業を実施することができました。参加された生徒の皆さんにも好評でしたので、今後もこのような利用を積極的に進めてまいりたいと思います。以上でございます。

#### ○4番（竹村仁司君）

6つのフォルダーの一つ、「子どもの健康」を開いてみると、その中に、先ほどもちょっと出ましたが愛西市6歳臼歯保護育成事業が出てきます。いよいよ小学生かなあと思うんですが、この事業の目的、望まれる効果、これまでの実績をお伺いします。

#### ○健康子ども部長（清水栄利子君）

6歳臼歯保護育成事業について、事業の目的は、歯の喪失予防として重要になる6歳臼歯がまだ幼若である歯が生えてから2から3年の期間に保護育成することで、生涯を通じた歯の健康づくりにつなげることを目的として実施するものです。

望まれる効果については、学齢期の子供の虫歯の特徴として、歯ブラシの届きにくい奥歯や

新しく生えた永久歯に発生しやすく、事実、子供の虫歯の8割以上が奥歯の溝から発生していると言われていました。

6歳臼歯が幼若な期間とされる年長児から小学3年生までの間に歯の溝を埋める、あるいは歯質を強化するといった予防処置により、6歳臼歯を保護育成することで、永久歯全体への虫歯予防につながり、対象児が壮年期から高齢期へ成長する際の歯の喪失を防ぐことを期待するものです。

令和2年度事業実績につきましては、年長児から小学3年生までの対象数1,817人のうち、実施者数は184人、実施率10.13%となっております。以上です。

#### ○4番（竹村仁司君）

ありがとうございます。

令和2年度の実績で、12歳児で虫歯のない子の割合が本市は高いと確認をしています。引き続き支援をお願いします。

この6つのフォルダーの一つ「子どもの健康」で、乳幼児に対する支援がよく分かります。フォルダー「支援・サポート」の中には、発達・発育についてもあります。児童発達支援事業所あいさいわかばが紹介され、発達に不安や心配のある子供たちの支援が分かります。

現在、児童発達支援センターとして、その機能を高めるための建設が進められています。この建設は、誰一人取り残さないというSDGsの目標にかなうものです。子育て支援に対する本市を象徴する施設になることを期待します。

そこで、現状の進捗状況と今後の予定、開設時期などをお伺いします。

#### ○保険福祉部長（小林徹男君）

児童発達支援センターの開設に向けた事務作業として、12月議会で愛西市発達支援センターの設置及び管理に関する条例を上程しております。また、令和4年度当初予算に事業費等を計上予定で作業を進めております。

センターの開設時期は、令和4年7月上旬を予定しております。以上でございます。

#### ○4番（竹村仁司君）

さらに、「支援・サポート」のフォルダーには、教育援助制度として就学援助費補助について、私立高等学校授業料等補助についてがあります。

この事業についての意義と評価、実績があればお伺いします。

#### ○教育部長（三輪進一郎君）

就学援助は、経済的理由によって就学困難な小・中学校の保護者に対し、学用品などの必要な援助を与えることにより義務教育を円滑に実施していくことを目的としております。

評価といたしましては、経済的負担の軽減を図り、児童・生徒の教育環境を整えるために大変有効であり、対象者への貢献度が高い制度でございます。

令和元年度、小学校で310人、中学校で224人、令和2年度、小学校で306人、中学校で203人、小学校では全体の約10%、中学校では12%が認定を受けております。

私立高等学校授業料補助は、国公立学校と私立学校との間の保護者負担の格差の是正を図り、

教育の機会均等と私立学校教育の振興に寄与するために授業料等の補助を行うことを目的としております。

評価といたしましては、就学援助と同じく経済的負担の軽減など、対象者への貢献度が高い制度でございます。

令和元年度は421人、令和2年度は398人、私立高校に通う生徒の約76%が認定を受けてございます。以上でございます。

#### ○4番（竹村仁司君）

ありがとうございます。

教育の機会均等は大切な取組です。貢献度が高いとの評価を今後も引き続いてほしいです。

次のフォルダー「預ける・学ぶ」も見てみます。

小学校・中学校がありました。この中に就学相談についてがあります。先ほども述べましたが、相談事業は大切です。ただ、ここでは、年長児・年少児・年中児の子供たちが小学校入学に対する相談です。

そこで、この相談員はどのような方が担当されているのかお伺いします。また、担当者不在の場合は、改めて日程調整させていただくと記載をされていますが、どのような体制で行っているのかお伺いします。

さらに、中学校に入学するのに不安のある方、例えば小学校時代にいじめに遭った、ひきこもりだったなどの相談はどこに行けばよいのかお伺いします。

#### ○教育部長（三輪進一郎君）

相談員でございますが、学校教育課主幹と学校教育課主任の2名が担っております。担当者が他業務などで不在の場合は、改めて面談の日程を調整し、相談に応じております。

就学相談は、主に障害や疾病、心理的な要因等により適応困難を抱え、個別的な指導やその他合理的配慮を要する児童の就学先を検討することを目的として行っております。指導主事と臨床心理士の2名が保護者と面談を行います。学校現場をよく知る指導主事の立場と心理の専門家の立場で対象児童の就学先を検討するために必要な情報を提供し、保護者の相談に応じております。

中学入学に際しての相談につきましては、現在通っている小学校と就学予定の中学校が必要な情報を共有しているため、各学校で相談することが可能でございます。また、入学説明会時に配付している学校ガイドブックの中には、学校以外の相談窓口として、すまいる、適応指導教室がございます、またスクールカウンセラー、あいさいっ子相談室などが掲載してございます。以上でございます。

#### ○4番（竹村仁司君）

この「預ける・学ぶ」のフォルダーにある小学校・中学校には、学校の所在地と主な手続きがありません。ここまで全ての子育て支援を見てきたわけではありませんが、小・中学校の年代に対する支援がホームページ上で分かりにくい印象です。18歳までを子育てと考えると、中学生と高校生との間にも切れ目を感じます。この点の見解と、今後の考えがあればお伺いしま

す。

**○教育部長（三輪進一郎君）**

ホームページの掲載は、情報提供の重要な手段であることから、必要な情報が小・中学校の保護者に届くよう改善に努めてまいります。以上でございます。

**○4番（竹村仁司君）**

よろしく申し上げます。

6つのフォルダーには、「相談窓口」もあります。ここで、子供や青少年の相談を聞いてもらえるかと期待をします。一番大切な青少年の相談窓口になりますが、この相談窓口の活用法、意義をお伺いします。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

ホームページの相談窓口コーナーでは、相談窓口の御案内として、市の各窓口のほか、困ったときの相談機関一覧を掲載しております。

子供・青少年に関する相談といたしましては、子育てに関すること、就学や教育に関すること、不登校、虐待、心に関する相談など、その内容は様々であり、相談を受ける窓口も複数ございます。

相談内容に応じて、それぞれ専門の相談窓口がありますので、相談される方に選んでいただき、自分に合った場所で相談していただければと考えております。

なお、子育てに関する市の総合相談窓口としましては、子育て世代包括支援センターあいさいっ子相談室において対応しております。以上です。

**○4番（竹村仁司君）**

他市への移転を考えている若者あるいは新婚夫婦は、まずホームページを見て交通アクセス、周囲の環境など、そして子育て支援が切れ目なく充実しているか、そこを見るはずです。ホームページ上で判断されれば、伝わるものも伝わりません。まず、ホームページの検索で住みたいまちにつながる努力が求められます。この点、特に切れ目のない子育て支援についてお伺いします。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

住みたいまちにつながる努力が求められる切れ目のない子育て支援といたしまして、子育て世代包括支援センターあいさいっ子相談室を中心に育児や保育・教育に関することへの不安解消など、多様な内容の相談などをお受けしており、相談者が利用しやすいように心がけ、関係各課と連携して取り組んでいます。

ホームページの「ライフイベントから探す」「子育て」のコーナーにおきましては、乳幼児や保育園や小学校・中学校などに関すること、各種支援や相談窓口などの内容を掲載しておりますが、本市が住みたいまちと思われるように、さらに分かりやすい子育て支援事業のPRに努めていきたいと思っております。以上でございます。

**○4番（竹村仁司君）**

ありがとうございます。

本市の子育て支援は、ゼロ歳から18歳まで何らかの形で行政の手が届くと感じています。しかし、そのためには市民からの自主的な申出も必要です。行政の幅広い発信、幅広いキャッチ力に期待をします。

最後に市長にお伺いします。

子育てしやすいまち、子育て世帯に選ばれるまちを目指すにおいて、市長の見解をお伺いします。

**○市長（日永貴章君）**

それでは、私から御答弁をさせていただきます。

少子高齢化、人口減少というのは、愛西市のみならず日本全体の課題であるというふうに思っております。これらを解決する根本的な解決策がなかなか見いだせない中、我々自治体としても選んでいただけるまちづくりを進めていかなければならないというふうに思います。

愛西市といたしましては、今回のコロナ禍で国からの交付金を活用いたしまして、例えばほかの自治体がなかなか取り組んでこなかった小・中学校の給食費の無償化も期限付ではございますが実施をさせていただきました。また、通常におきましては、3歳以上のお子さんの保育園、認定こども園、幼稚園での副食費の補助の実施なども現在行っております。

しかしながら、こういった様々なよい事業も使われていない方々の御理解があればこそ、我々市としても取り組めるということをしっかりと認識をして、またほかの自治体と比較をしたPRをなかなか行政としては、PRの仕方が難しいということもありますけれども、そんなことを言っている場合でもございませんので、しっかりと工夫をしながら、愛西市が他市より優れているという部分、そして住みやすい愛西市だということをPRを今後も力を入れていかなければならないというふうに思っております。様々な施策を今後も検討しながら切れ目のない子育て支援を進めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

**○4番（竹村仁司君）**

ありがとうございました。

**○議長（島田 浩君）**

4番議員の質問を終わります。

ここで休憩を取らせていただきます。再開を10時30分とします。よろしく申し上げます。

午前10時19分 休憩

午前10時30分 再開

**○議長（島田 浩君）**

それでは、休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、質問順位9番の14番・山岡幹雄議員の質問を許します。

山岡議員。

**○14番（山岡幹雄君）**

ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告に伴いまして質問させていただきます。

今回の質問は、市の子供たちについての質問でございます。

子ども医療費無償化や助成は全国的に進み、多くの自治体で中学3年生まで拡大しています。また、取得制限の撤廃も広がってきています。

愛西市において、平成30年8月から中学生の通院費3分の2を償還払いとし、令和2年4月から中学生の入院を現物給付、高校までの通院費の3分の2を償還払いとし、現状でも県内で上位の助成制度になっていると考えています。

子育て世帯の経済的負担の軽減を考えれば、医療費についても完全無償化とすることが望ましいとは考えますが、完全無償化にすることは高所得世帯に対しても助成の必要性があるのか、また不必要な医療を受けることにもつながるのではないかという懸念は生じます。

一方で、医療費助成は保護者の経済的負担の軽減にはなりますが、現在行われている償還払いについては、一時的に医療費を立て替え、さらに窓口で手続をするという負担になっていると考えています。

そこで、まず償還払いの現状について質問したいと思います。

子ども医療費助成を中学生まで現物給付化した影響について、令和元年12月議会定例会の一般質問で、令和2年度の子ども医療費助成拡大に伴う影響額の内容を答弁されています。令和2年度決算を終え、見込みどおりの実績であったのかどうか伺いたします。

続いて、子育て支援について質問します。

出産後も働きたい、でも子供も健やかに育てたいと考える母親は多いのではないのでしょうか。少子化問題を抱える日本は、少しでも子供を育てやすい環境にするために子育て支援に力を入れています。内閣府の構築する子ども・子育て支援新制度は、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくためにつくられた制度であり、また必要とする全ての家庭が利用でき、子供たちがより豊かに育っていける支援を目指し、取組を進めていく制度です。

そこで、大きな1点目として、愛西市の実績に応じた子ども・子育て支援について、子育て家庭や妊産婦のニーズに対応するために地域の子ども・子育て支援事業として市でどのような支援を行っているかお尋ねいたします。

次に、大きな2点目として、市内にある幼稚園、保育園、認定こども園、放課後児童クラブ等の民間の子育て支援施設の状況を2つお尋ねします。

1つ目は、施設で複数の事業を行っている民間の子育て支援施設の状況としてどのようなものがあり、一施設で複数の事業を行うことによるメリット・デメリットは何があると考えているのでしょうか。

2つ目は、一つの施設で行われる複数の事業に対し、それぞれ市から補助金あるいは委託料が支払われている場合、経費はどのように仕分していて、その場合の市のチェック体制はどのようなになっているのかお尋ねいたします。

大きな3点目として、市の子育て支援として実施しているファミリー・サポート・センター事業について、市はこの事業をNPO法人に委託して実施していますが、委託先であるNPO法人れんこん村のわくわくネットワークは、私が確認したところ、ファミリー・サポート・セ

ンター事業以外にも様々な事業を実施しております。皆さんのお手元にNPO法人の令和2年度の事業が大体12ぐらいやってみえます。具体的には、現在、児童クラブ「れんこん村」事業、高齢者支援事業、重層的住宅セーフティネット構築支援事業、国土交通省住宅市場整備推進等事業など、多くの事業を展開されています。

そこで質問です。

このファミリー・サポート・センター事業の概要、開始した時期、経緯についてお尋ねいたします。

次に、4点目です。

子供の安全対策について。

先月、認定こども園に刃物を持った男が侵入した事件が起きました。この事件により、不審者対応マニュアルを作成して、関係施設に周知した自治体がありました。市はどのような対応をしたかお尋ねいたします。

次に5点目ですが、文部科学省は幼児期の終わりまでに育ってほしい姿として、自立心、協同性、道徳性・規範意識の芽生え、社会生活との関わり、豊かな感性と表現、言葉による伝え合い、数量・図形、文字等への関心・感覚、自然との関わり・生命尊重、思考力の芽生え、健康な心と体を上げていますが、幼児教育の質を向上させるために教育委員会で管理できないかお尋ねいたします。

それぞれ御答弁をお願いいたします。

#### ○保険福祉部長（小林徹男君）

私からは、子ども医療の関係でございます。

現物給付した結果でございますが、令和2年度決算で答弁をさせていただきます。

中学生の通院費として4,329万6,000円を予算として見込んでおりましたが、決算としては2,865万円になっております。医療証での受診件数は約1万2,200件となっており、コロナ禍で受診控えの影響があったとは思われますが、結果としては子育て世代の経済的な軽減が図られたものと考えております。以上でございます。

#### ○健康子ども部長（清水栄利子君）

私からは、子育てについて順に答弁させていただきます。

子育て支援事業として、市では地域の身近なところで相談できるよう、子育て世代包括支援センターあいさいっ子相談室を設置しています。また、乳幼児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業など、支援が必要な家庭を訪問し、不安を抱える保護者の心のケアや適切なサービスの情報提供を行っております。

保育園等を利用する保護者に対しては、市独自に副食費の補助を行い、経済的負担を軽減しているほか、一時預かり事業、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業などを実施し、子育てしやすい環境の整備に取り組んでおります。

続きまして、複数の事業についてですが、一施設で複数事業を行うことは、同一敷地内で異なる事業を複数実施することです。子育て支援施設といたしましては、保育所と地域子育て支

援拠点事業を行う施設、ファミリー・サポート・センター事業と放課後児童クラブ事業を行う施設などが市内に5施設ございます。

また、一施設で複数の事業を行うことのメリットとして、空いている施設のスペースを活用できることや、効率的に幅広いサービスの提供を行うことができると考えます。

デメリットについては、複数の事業を行うことで運営する範囲が大きくなり、全体の管理業務が多くなる点が上げられます。

続きまして、一施設の補助金の関係ですが、それぞれの事業ごとにかかった経費として分けられております。分けることが困難な経費につきましては、事業の実施状況に応じて案分されております。

チェック体制については、報告書等の提出を受けており、必要に応じて施設、各種帳簿について現地調査を行い、確認しております。

続きまして、ファミリー・サポート・センターの概要についてです。

ファミリー・サポート・センター事業は、働く人の仕事と子育ての両立を支援するため、子供の預かり、家事支援等の援助をしてほしい人と子供の預かり、家事支援等を応援したい人とをつなぐ、地域の有償ボランティア事業で、平成20年度から実施しております。

この事業は、民間業者のノウハウを生かした多様な活動が期待できるなどの理由により、委託により実施しております。事業開始時には委託業者を公募により決定いたしました。平成20年度の事業開始以来、これまで同一のNPO法人に委託しております。なお、事業所につきましては、平成25年4月に現在の場所に移転されております。

続きまして、施設の安全対策についてです。

市では、平成24年度に危機管理対応ガイドラインを作成し、子育て支援関係施設に対して周知を図っております。このガイドラインは、地震、風水害発生時や不審者への対応などについてまとめたものです。また、各施設において、定期的に非常時への訓練を実施し、安全対策に努めております。以上でございます。

#### ○教育部長（三輪進一郎君）

私からは、幼児教育を教育委員会でできないかという御質問でございますが、ゼロ歳から小学校就学前の未就学児につきましては、児童福祉法により設置される保育所などに関するものなどが多く、就学前の各種福祉サービスとの連携などを考慮いたしますと、教育委員会で対応することは適当でないと考えております。以上でございます。

#### ○14番（山岡幹雄君）

それぞれ御答弁ありがとうございました。

まず、昨日ちょっと事件があったんですが、包丁を持って子供を襲ったということもございますので、平成にそういうマニュアルができておるわけですが、実際やはり間近で次から次へそういう事故がありますので、失礼ですけど、訓練等を実施いただくようによろしくお願ひします。

また、就学前までのゼロ歳児から今日び3歳まで子供は育つと。そこで、今まで保育園、幼

稚園にお見えになった方が突然小学校の環境に整えるかどうか、これをお聞きしましたら、小学校の先生が幼稚園、保育園へ伺ってどういう状況かということですが、やはりほかの自治体でゼロ歳児から教育委員会でいろいろやってみえる自治体もごございます。やはり愛西市が子育てのための市ということであれば、実際、教育委員会も含めて事業のほうをお願いいたします。

それで、再質問でございますが、最初に子育ての支援について質問いたします。

ファミリー・サポート・センター事業が平成20年度から同一のNPO法人が委託を受けていますが、なぜ十何年ずうとこちらの随意契約でこの法人しかできないかということなんですが、先日、NPO法人に伺いました。そのとき、3市、稲沢、津島、愛西含めてやっていると。ただ、弥富とか海部郡、統一にやられたらどうですかと言ったら、弥富は違うところがやってみえるということでございます。ですから、なぜ十何年随意契約でこのNPO法人にされた、何か特殊な事業なのかお尋ねいたします。

#### ○健康子ども部長（清水栄利子君）

この事業は、平成20年度から実施しており、その際、事業者の応募を行いました。現在の事業者以外からの応募はございませんでした。

今後は広く応募する方法等についても検討していきたいと思っております。以上でございます。

#### ○14番（山岡幹雄君）

公募されたかどうかということなんですが、実際、この事業がこの法人しかできないという特殊なものであればいいんですが、いろんな議員が実際随意契約についていろいろ指摘をしてみえる議員さんも見えます。ただ、この随意契約において市の考え方ですね、その委託業者が本当にその業者しか駄目なのか、これからきちんと吟味していただくことをお願い申し上げます。

私が確認したところ、このファミリー・サポート・センター事業を実施する委託先であるNPO法人が建物を借りている地域は市街化区域でありまして、委託先が事務所と一体になって市の事業を実施している建物がある土地の一部は登記地目が畑です。つまり、農地の上に建物が建っているわけです。本来であれば、農地転用に係る処理が必要です。市街化区域の農地転用について許可は不要ですか。届出が必要であると私は思いますが、どんなものでしょうね。

そこで、1つ質問です。

この土地の農地法違反と思われるが、市は把握しているにもかかわらず、なぜ指摘をしなかったのかお尋ねいたします。

#### ○産業建設部長（山田哲司君）

御指摘の土地は市街化区域にあり、農地転用に当たっては許可は不要ですが、届出が必要になります。このため、転用の届出が出されていないことは、農地法に違反している状態にあります。しかしながら、農業委員会では、農地転用の許可が必要な市街化調整区域の農地についてのみ違反転用であるとして指導を行っており、市街化区域での届出が出されていないことに対する指導は行っておりません。

ただし、市街化区域の土地所有者から転用届出の手続についてのお尋ねがあった場合は、速

やかに手続をしていただくよう指導をしております。以上です。

**○14番（山岡幹雄君）**

このNPO法人に委託補助事業をやってみえる、その拠点とする場所は、市の補助金が行っておるわけです。その中で、やはり市のお金が行っておる以上は、そちらの状況、要するに無断転用、いろんな形でコンプライアンスが、これ絶対チェックが必要です。ただ、市の補助金が行っていないくて、その事業をやる場合は、いろいろなことで、本来であればコンプライアンスはきちんと遵守してやっていただくのが本来のやり方だと思います。だから、今回の市街化区域、ある方に聞いたら、もう二、三週間ですぐ地目は変わりますよと。調整区域だと半年とか二、三か月かかるんですが、なぜこの施設でそういう手続を市が指導をしなかったのか、その辺が不思議でしようがないです。何かあるんですかね。

実際、次に2つ目の質問です。

市は、このNPO法人に事業を委託するに当たり、事業を行う建物の土地の登記状況が分かる資料を出させるなど、法令に沿った資料を確認したかどうかということですが、お尋ねいたします。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

この事業の委託を公募する際に、NPO法人から事業受託希望申請書や定款などを提出いただき、事業所の所在地等を確認しております。事業所の土地に関しましては、登記簿謄本などの資料の提出は行っておりません。以上でございます。

**○14番（山岡幹雄君）**

今後、そういう市からの補助金、委託料が行っている以上、やはりそういう精査をきちんとしていただくことをお願い申し上げます。

次に、ファミリー・サポート・センター事業は、このNPO法人が借家賃貸契約により借りている建物において児童クラブ「れんこん村」事業など複数の事業とともに実施されております。

皆さんのほうのお手元に資料があるんですが、そこで3つ目の質問です。

この同一建物で複数事業を実施されていますが、このことにより市の委託料や補助金が重複した支払いとなっているようなことはないかお伺いいたします。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

おのこの事業ごとの経費が分けられており、各事業との整合性を誰が見ても分かりやすくなるように決算書の記載など委託契約時に確認をしています。以上でございます。

**○14番（山岡幹雄君）**

私も資料を頂いて、事業報告書を拝見させていただきました。その中身はずさんな内容になっていました。例を言うと、平成30年度はしっかりやっております。あと令和元年、令和2年、これ、本当にチェックしたんですか、市は。これ、一度確認して、再度、職員で今の、特に児童クラブ「れんこん村」、この実績書を見ると本当に数字が合わんのですわ。ですから、この数字合わせがマジックかどうか分かりませんが、市はどのようなチェック体制をしておるか、本

当に疑問でしようがないです。

次に4つ目として、この施設でNPO法人が多く事業を行っていることを把握したでしょうか、12ぐらいの事業をやっておるんですが。また、この法人は、令和2年度の収入が5,600万ぐらいあります。事業に係る賃借使用料を市の補助金、委託料を財源として支払っていることは市は把握しているかお尋ねいたします。

**○総務部長（近藤幸敏君）**

このNPO法人の収入5,600万円につきましては、全てが市からのものではございません。令和2年度の関係各課の支出につきましては、子育て支援課が3,494万986円、健康推進課が8万2,500円、高齢福祉課が60万8,000円、生涯学習課が1万円で、合計3,564万1,486円でございます。

なお、NPO法人の事業に係る賃借使用料につきまして、市の補助金や委託料によって支払われていることは把握いたしております。以上でございます。

**○14番（山岡幹雄君）**

私が調べさせていただきましたことは、この建物ですね、実質、委託契約書も皆さんにお渡ししたんですが、実際2つの部屋を借りておると、1つの部屋は無償だと。それはそれでいいです。ただ、あまりにも事業をたくさんやってみえるんですわ。この間、決算のときもサロンだったかな。そこで、1つの部屋でたくさんのNPO法人が事業をやっているということは、NPO法人とこの建物で契約して、実際ファミサポ、それから児童クラブ「れんこん村」、これ、支払ってもいいと思うんですよ。実際、これは借り始めた頃からずっと金を払ってみえる。だから、この間、市がなぜ指摘をしなかったか、それが不思議でしようがないです。これもきちんと指導してください。

それで、これ、市民からちょっと確認をしたんですが、情報が入ってきてですね。ある市会議員に報酬がNPO法人から支払われているんじゃないかということで、そんなことで問題があるのかなかをちょっとお尋ねいたします。

**○健康子ども部長（清水栄利子君）**

事業者において、適切な労働に対する対価として報酬が支払われている場合、問題はございません。以上でございます。

**○14番（山岡幹雄君）**

おっしゃるとおりです。報酬をいただいて、いろんな活動を議員もしていただければ結構です。そこで報酬をいただく。

ただ、私はちょっと疑問に思うのは、愛西市議会議員政治倫理条例というのがあります。その中に、私がちょっとこれは私の個人の意見ですが、第2条に議員は常に法令を遵守し、市民の代表者としてふさわしい人格と倫理の保持に努め、自己や一部の利益でなく全体の利益を優先して行動しなければならない。その中の政治倫理基準に市民全体の奉仕者として常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないことということでございますが、これ、このNPO法人の関連の質問とかした場合は、これは個人的に僕は思うんですけ

ど、一応倫理に違反するんじゃないかというふうに僕は思います。そんなような形で、実際にいろいろ議員がいろんな活動をしていただいて報酬をいただくのは構いません。このNPO法人も立派な事業をやってみえます。本当にファミサポの、先日に伺ったら御苦労な話もお聞きしました。これはもうすごいなあということです。ただ、その中で何遍でも言うように、市が慎重にチェックをきちんとしてください。よろしくお願いします。

次に、今回、ファミリー・サポート・センター事業について、私がなぜこの質問をさせていただいたかといいますと、過去、市の様々な事業に対して議員からコンプライアンスの徹底を求める意見が出されており、市が行う事業はコンプライアンスが求められるのは当然のことであり、市の委託事業の実施主体はあくまで市であることから、当然委託先もコンプライアンスが求められるべきと考えるからです。

そこで、様々な質問をいたします。

市は、このNPO法人への委託に当たって、土地の登記を確認するなど行っていなかったということですが、このファミリー・サポート・センター事業だけにとどまらず、今後、市全体として委託先のコンプライアンスの確認についてはどのように取り組んでいくつもりでしょうか、お尋ねいたします。

#### ○副市長（鈴木 睦君）

それでは、私から御答弁申し上げます。

議員御指摘のとおり、市が行う事業については法令遵守が第一に求められるというふうに理解しております。委託事業、補助金申請等の添付書類につきましては、事務事業により様々でございますけれども、契約書、補助金要綱により必要な書類を添付していただいております。

これまで、事務所や活動拠点の所在地を確認するような登記簿謄本等の添付は行っていませんでした。今後については、コンプライアンスを重点の観点から、必要があれば確認ができる証明書を添付していただくことを考えてまいりたいと、そんなふうに考えております。以上でございます。

#### ○14番（山岡幹雄君）

私も農地・水・環境保全という事業を市内で国のほうから、22番ですか、いただいて、あらゆる会議、あらゆる資料、全部写真に撮って国に報告しなければなりません。実際、今回それぞれの委託業務の資料、実績報告書、それから補助金の報告書、これ、どういうふうにチェックしておるかという、ただ数字合わせ、日にち合わせ、ちょっと整合したら報酬、研修の日にちが違っておるやつもありました。

これ、明らかにそういうのがあっていいのか、どういうチェックをしておるのか、本当にやはり、今回のファミサポとか児童クラブ「れんこん村」じゃなくて、いろんな事業を市は補助団体とか委託事業をやってみえます。やはり、そういう会議があったり研修があったら写真を撮らせて日付が分かるように、あと人数も分かる資料とか、要するに今回もそうですけど、令和2年度でコロナの緊急事態宣言もありました。それで事業が今回このNPO法人、成り立つ

ておるわけですね。実際、どこの事業でもパソコンで、リモートでやっているかも分かりませんが、ほとんどはそういう研修会も講習会もなしというのが、このNPO法人は実際やってみると思います。やってみえるにもかかわらず、やはりそういう報告書のチェックをこれからきちんとやっていただくようお願いいたします。

それで今回、私、こちらのNPO法人に視察したいということで連絡させていただきました。それで、1か月先しか駄目ですよ。やはりその施設を見学、県外からもいっぱい見えるということでお話がございました。じゃあ、ぜひともお願いしますと言って、早急に見たいと言ったら、言われた言葉が道路から見てくださいと。えー、道路から。行って、要するに外観だけ見せていただきました。これ、市にちょっとひどいんじゃないのと言ったら、市が配慮していただいて、今月の中旬に行きました、市の職員と一緒に。

これもびっくりです。外のテントの下で説明を聞いて終わりました。中は、やはりいろんな事業の来客の方が見えて、いろいろそういう第三者の方が見るとびっくりされるもので。実際、県外の人も中を見られるわけですが、何か僕は不快感で、中に何か変なものがあるか、ちょっと見せられないものがあるなあと。実際これも今度議長に要望するんですが、速やかにそういうことができるようなやはり書類申請、僕ら議員が各課に資料請求すると、それを書いて確認して、これならいいですよと、じゃあ施設を見るのに、これ、市の補助金が行っておるわけですね。きちんとした手続をできるように、中を見たいということであれば、その方々が、先にお伺いしたら日曜日は開いていますと。じゃあ、日曜日見えますかと言ったら、いや、職員がおりませんと。えー、それじゃあ誰か一緒に立ち会って見せていただければ結構なんですよ。

だから、こういうことを実際、市の配慮もお願いしたいということで、市長のちょっと御答弁を、今までの私の子育ての関係でよろしくお願いいたします。

#### ○市長（日永貴章君）

市といたしましては、様々な事業を市直営や、また委託、指定管理者等、民間の方々と協力をしながら事業展開をさせていただいております。やはり施設を利用したり事業を利用する方々によりよい事業を提供していくことはもちろんでございますが、利用されていない方々に対しましても、分かりやすく、そして少しでも御理解がいただけるような対応をしていくべきだというふうに思っておりますので、我々としてもそういった気持ちで今後も事業を進めていきたいというふうに考えております。

#### ○14番（山岡幹雄君）

市の職員の方もいろいろ事業的に、以前は市の職員がやっておったんですが、到底事務量も多くてなかなかできない、いろんなところを委託して事業をお願いしている業者に、ただそこにはやはり随意でやる、なぜここしかできない理由が分かるように、明確にきちんとそれを徹底してください。それでないと、もう繰り返し繰り返し受託を受けた委託業者は、また来年もこういうことができるということで、やはり安心されるかも分かりませんが、その辺のチェックをお願いしたいということです。

時間がないと思ったら大分あるもので次の質問をさせていただきます。

医療費の関係で、昨日も何人かの方が質問をされました。私も先日、11月22日、新生愛西クラブ、公明党さん、あいさいクラブで市長のほうに要望書を出させていただきました。その内容で再質問させていただきます。

質問ですが、償還払いの遡りによる行政への影響について。償還払いから現物給付にすると、保護者の一時的な負担や手続の負担がなくなる分、一般的には医療費は増加すると考えられます。いわゆる長瀬効果と言われるようですが、現状ではこの現象は確認されなかったようです。

現在、高校生世代の通院費は償還払いの方法を取っています。この償還払いの方法は過去に遡ってまとめて手続をされる場合もあると考えられますが、何年まで遡って医療費を請求することができるのか、また遡ることによる行政への影響はないのでしょうか、お尋ねいたします。

#### ○保険福祉部長（小林徹男君）

医療費の医療機関で支払いをされた日から5年間は償還払いの請求ができますので、予算の見込みも厳しい状況にはなりません。以上でございます。

#### ○14番（山岡幹雄君）

御答弁ありがとうございます。

子育て世帯の経済的負担軽減として現物給付化の検討につきまして、償還払いとした理由は医療費の急激な増大を懸念した部分もあったかと想像しますが、償還払いによるデメリットも様々にあると思います。さらに、子ども医療の制度改正による長瀬効果の影響に対する意見として、そもそも医療費がかかるからと発熱している子供を受診させない保護者が少ないとか、中学生、高校生世代では医療機関を受診する割合は少なく医療費に係る影響は少ない、そのため、成人の医療費に比べると上昇率は少ないという意見も聞かれます。そのため、最近、子ども医療費助成の対象年齢を拡大して、市町村を見ると償還払いではなく現物給付になっていると考えます。

そういうことでお願いします。いろいろ書類がどこかに行ってしまうて。

#### ○保険福祉部長（小林徹男君）

償還払いから現物給付へという検討をというような御質問だと思われませんが、本人の一時的な支払いの負担を軽減するため、また新しい生活様式を参考に自己負担の領収書を持参し、窓口で申請書に記入してもらうことを省けるようにする必要があるとは判断はしております。以上でございます。

#### ○14番（山岡幹雄君）

どうも失礼しました。

一応、昨日の市長の御答弁にも高松議員のときに早急にやられるということで、河合議員のときも言われましたので、再度市長の答弁はいただきませんが、早急にこの医療費の関係の事務を進めていただくようお願いして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

#### ○議長（島田 浩君）

14番議員の質問を終わります。

ここで休憩を取らせていただきます。再開を11時20分、よろしくお願いします。

午前11時07分 休憩

午前11時20分 再開

#### ○議長（島田 浩君）

それでは、休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、質問順位10番の16番・加藤敏彦議員の質問を許します。

加藤議員。

#### ○16番（加藤敏彦君）

通告に従い、今日は3項目について一般質問を行います。

市当局の市民に分かりやすい、誠意ある答弁をお願いいたします。

第1項目は、地球温暖化対策についてです。

地球温暖化によって陸上の氷河や氷床の縮小、海水の熱膨張によって海水面が上昇します。気候変動に関する政府間パネルは、21世紀の間の海面上昇は26センチから82センチと見積もりました。

現在の海岸堤防がそのまま維持されるとすれば、東京湾、伊勢湾、大阪湾の海拔ゼロメートル地帯が水没するほどではありませんが、温暖化を放置した場合は、数百年以上後にはグリーンランド氷床の縮小等により水没の危険が高まることを指摘しております。海拔ゼロメートル地帯の愛西市にとって、地球温暖化の問題、海面上昇の問題はとても重要な問題です。

さて、11月にイギリスで第26回国連気候変動枠組条約第26回締約国会議、C O P 26が開催され、成果文書として、世界の気温上昇を産業革命前と比べ1.5度以内に抑える努力を追求すると明記しました。そのためには、2030年までに温室効果ガスを半減し、2050年までに実質ゼロにする必要があります。しかし、日本政府の排出削減目標は、2030年度に2010年度比42%減と世界平均を下回っており、2030年以降も石炭火力を使う姿勢を示し、批判を浴びました。

地球温暖化対策として、日本共産党は9月1日に気候危機を打開する日本共産党の2030戦略を発表いたしました。

その主な内容は、1. 気候危機と呼ぶべき非常事態、C O<sub>2</sub>削減への思い切った緊急行動が求められている。2. 口先だけの自公政権、4つの問題点。3. 日本共産党の提案、省エネと再エネで30年度までに50%から60% C O<sub>2</sub>削減。4. 脱炭素、省エネ・再エネを進める社会システムの大改革を。5. 脱炭素と貧困・格差是正を二本柱にした経済・社会改革で持続可能な成長を。この5つの分野について、具体的な政策提案をしております。

この2030戦略は、日本のエネルギー消費を4割減らし、再生可能エネルギーで電力の50%を賄えば、2030年度までにC O<sub>2</sub>を2010年度比で50%から60%削減することができます。2050年に向けて脱火力などの再生可能エネルギーに置き換えれば、実質ゼロは可能という提案であります。

さて、地球温暖化対策について、愛西市の現状はどうなっているかお尋ねをいたします。

次に、2項目めは、高齢者福祉タクシーの利用制限の見直しについてです。

高齢者が運転免許証を自主返納されるとタクシーや巡回バスを利用されます。愛西市の高齢者福祉タクシー料金助成は、公共施設と医療機関に限られ、高齢者の生活支援として不十分であります。利用制限をなくし、高齢者の生活で必要なときに利用できるように改善すべきと考えますが、市の考えはどうか。

市民から、スーパーに買物に行くとトイレトペーパーや紙おむつなど、まとめて買うと大きな荷物になる。自転車では危ないのでタクシーを使う。高齢者福祉タクシー料金助成を利用できるようにしてほしい。これは御主人を介護してみえる女性の声であります、寄せられております。

また、11月27日中日新聞の社説では、高齢運転の事故、免許返納できる社会に。高齢ドライバーによる悲惨な交通事故が後を絶たない。大阪で11月17日、89歳の男性が運転する車がスーパーの店先で暴走し、3人を死傷させた。男性はアクセルとブレーキを踏み間違えたと見られており、事故前には免許返納を逡巡していたという。

免許保有者10万人当たりの死亡事故発生件数をドライバーの年齢層別に比較すると、75歳以上は未滿の倍以上の多さという。高齢になるほどペダルの踏み間違いやハンドル操作ミスが事故原因として増す傾向がある。

国は1998年、運転免許証の返納制度を始めた。返納者は当初、年間3,000人足らずだったが右肩上がりに増え、母子2人が犠牲になった池袋暴走事故が起きた2019年に60万人台へ急増した。とはいえ、75歳以上の免許保有者は2020年末時点で590万人に上り、団塊の世代がこの数年で一気に仲間入りする。

高齢になるにつれ、認知や判断能力が衰えることは避けられない。最新技術や施策でいかに補えるかが社会に問われよう。全国の自治体で自動運転によるバスや車の実証実験、タクシーやバス乗車券への試験的な補助など、多様な取組が進んでいる。行政は、高齢者が免許を返納できる環境の整備に一層注力すべきだ。高齢者の安全な移動を多角的に支える社会でありたいと述べています。

愛西市では、昨年、高齢者福祉タクシーの利用対象を80歳以上の方全てに広げました。これは免許返納の条件を大きく広げました。

しかし、利用先が公共施設と医療機関に限られていることが、これまでの自動車を運転してきた方にとっては、必要なときに利用できないものとなっています。

高齢者福祉タクシー料金助成事業は、免許を返納した高齢者の生活を支援するという内容にも発展させて、これまでの利用制限はなくすべきと考えますが、市の考えをお尋ねいたします。

次に、3項目めは交通安全対策についてです。

日本共産党が実施した市民アンケートに自宅周辺に見通しの悪い交差点があり、自転車の飛び出しが多く、事故になりかけ、ひやっとしたことがある。市役所に要望書を出したところ、今、愛西市ではカーブミラーの設置は車と車しかしていませんと言われました。車と車だけが事故をするのですか。自転車と車ならどうなるのか。そこは小学生の通学路でもあり、自転車、

人となるか、しっかり考えてもらいたいという声が寄せられました。これは諏訪町郷西の団地内のカーブミラー設置の要望ですが、市はどのように対応されたかお尋ねします。

以上、一括質問とさせていただきます。御答弁よろしくお願いたします。

**○市民協働部長（渡辺弘康君）**

それでは、私からまず、愛西市の温暖化対策の現状について御答弁をさせていただきます。

現在、愛西市では、CO<sub>2</sub>削減対策、再生エネルギー推進の対策としまして、市民に対しまして、住宅用地球温暖化対策設備導入促進事業補助金を交付しております。令和2年度実績で、申請者64人、対象設備件数106件、774万円の補助金を支出しております。

また、防犯灯については7,528基の全てがLEDとなっており、街路灯につきましても1,101基全てがLEDとなっています。

私からは以上です。

**○保険福祉部長（小林徹男君）**

私からは、高齢者福祉タクシーの件で御答弁申し上げます。

愛西市の高齢者の生活支援の福祉タクシーにつきましても、現状65歳以上の高齢者世帯の方や、令和2年7月からは80歳以上の方など、幅広い年齢層で2,000人以上の方に利用され、合併当初から通院等の外出支援を行っており、近隣の多くの自治体と比べても小回りの利くサービスを提供してきておりますので、不十分であるとは考えられません。

ただし、2025年問題である超高齢社会の影響や健康寿命の延伸などを含め、時代に応じた施策に改めていくことが必要かとは思っております。巡回バスや高齢者福祉タクシー料金助成事業、買い物支援バス等の移動手段の事業を総合的に検討して考えていきたいと思っております。以上でございます。

**○産業建設部長（山田哲司君）**

カーブミラー設置の要望での市の対応とのことですが、今回の要望の内容は、自転車の飛び出し防止対策を行ってほしいというものでしたので、注意看板2枚を設置する対応としたものです。

なお、カーブミラーは、自動車が停止の位置より前に出ないと優先道路側が目視で確認できない場合に設置する補助施設ということです。以上です。

**○16番（加藤敏彦君）**

それでは、再質問に移ります。

地球温暖化対策で、市役所など公共施設での温暖化対策はどうなっているのでしょうか。

**○市民協働部長（渡辺弘康君）**

市役所などの公共施設の温暖化対策としまして、太陽光発電システムを6施設が取り入れており、本庁舎の照明は全てLEDとなっています。また、電気自動車1台、ハイブリッド自動車6台、合わせて7台の公用車を導入しています。以上です。

**○16番（加藤敏彦君）**

ありがとうございます。

次に、地球温暖化対策で先進と言われる飯田市の事例を紹介したいと思いますが、ここでは長期目標として、2050年の二酸化炭素排出実質ゼロを目指し、新たな発想と協働により行動していく。中期目標として、2030年に地域全体の二酸化炭素排出量の50%削減を目指すということと、短期目標として、地域全体の二酸化炭素排出量を2024年度までに35.2%削減を目指すということで計画を立てておりますが、この飯田市の地球温暖化対策実行計画では、1. エネルギー使用を減らす。2. 次世代自動車の使用などエネルギーを変える。3. 太陽光発電などエネルギーをつくる。4. 地元産エネルギーを使う。5. 森林整備などにより二酸化炭素を吸収する。6. 環境学習による学びと実践の取組を行っております。

2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指すカーボンシティ宣言も行っておりますが、そして近隣の自治体では、稲沢市が9月2日にこの宣言を行っておりますが、市の見解はどうでしょうか。

**○市民協働部長（渡辺弘康君）**

ゼロカーボンシティ宣言についての市の見解についてでございますが、10月末現在、全国で479自治体、愛知県内では14市町が表明をしています。

電力消費の削減、再生エネルギーの発電の普及などへの転換が求められていますが、CO<sub>2</sub>排出量の過半を占める電力事業や鉄鋼、セメント、石油精製、化学工業など一部の産業の大規模事業所がない、もしくは少ない愛西市では、市民の皆様特に御理解いただき、生活の転換などの御負担をしていただかなければならないと考えています。

そのため、地方公共団体実行計画を作成する段階において、表明の必要性を見極めていきたいと考えています。以上です。

**○16番（加藤敏彦君）**

今、部長のほうから地球温暖化対策として、地方公共団体実行計画を作成していきたいということですが、これについて、市の考えをもう少し詳しく伺いたいと思います。

**○市民協働部長（渡辺弘康君）**

地方公共団体実行計画を策定することについての市の考え方についてでございますが、現在、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第3項に基づく地方公共団体実行計画の策定については、環境基本計画の見直し作業と歩調を合わせ、令和4年度中に策定をする予定をしております。以上でございます。

**○16番（加藤敏彦君）**

この地方公共団体の実行計画ですが、先ほど紹介がありました区域施策編と合わせて、事務事業編の2つで成り立っておりますが、現在、愛西市では事務事業編は策定されておりますが、これについてはどのように考えておられますか。

**○市民協働部長（渡辺弘康君）**

環境基本計画の見直し作業と歩調を合わせ、更新を考えております。以上です。

**○16番（加藤敏彦君）**

見直しを予定される環境基本計画について、作成スケジュールとか、また市民アンケート、

市民参加について、どのように考えておられるかお尋ねをいたします。

○市民協働部長（渡辺弘康君）

アンケートは来年6月頃実施する予定をしております。また、環境基本計画は令和4年度中に見直しをする予定でございます。以上です。

○16番（加藤敏彦君）

環境基本計画の策定について、委員会などを設置されるんだと思いますが、市民の公募などあるでしょうか。

○市民協働部長（渡辺弘康君）

現在のところ未定でございます。以上です。

○16番（加藤敏彦君）

愛西市の環境基本計画、2013年に策定されておりますが、結構内容のあるものであります。こういう環境基本計画、また地方公共団体の実行計画策定に当たり、職員には専門的な知識が求められると思いますが、こういう職員のレベルアップについての対応はされているでしょうか。

○市民協働部長（渡辺弘康君）

レベルアップにつきましては、県等が実施する職員研修を受けています。令和2年度から受講し、計7回で延べ10名の職員が受講をいたしております。以上です。

○16番（加藤敏彦君）

市長にお尋ねをいたします。

これからの時代を考えると、地球温暖化対策は非常に重要な問題となってまいりますが、2030年までに温暖化を1.5度以内に抑える。2050年までに二酸化炭素・温室効果ガス排出を実質ゼロにすることが求められますが、この温暖化対策についての認識、またはゼロカーボンシティ宣言についての決意についてをお尋ねいたします。

○市長（日永貴章君）

それでは、御答弁させていただきます。

近年、地球温暖化を一因とした気象変動によりまして気温や海面水位が上昇し、世界各地で猛暑や豪雨といった異常気象が頻発しております。

今後、この気象変動によりまして、愛西市の基幹産業でもあります農業生産にも影響を引き起こすのではないかと大変危惧をしております。

2015年のパリ協定におきましては、平均気温上昇の幅を2度未満とする目標が国際的に広く共有をされました。また、2018年に公表されました特別報告書におきましては、気温上昇2度よりリスクの低い1.5度に抑えるためには、2050年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにする必要があるというふうにされております。

当市といたしましても、再生エネルギーの有効活用や省エネルギーを推進いたしまして、温室効果ガスの排出を抑制することが求められているというふうと考えております。そのためには、市民、事業者、行政が脱炭素社会の実現に向けた持続可能な地域づくりを進める必要があ

るのではないかというふうに思っております。

ゼロカーボンシティ宣言につきましては、こういった様々な課題や連携等、市の現状把握や施策を想定した上で考えていかなければならないというふうに現在考えております。以上でございます。

**○16番（加藤敏彦君）**

ありがとうございます。

次に進めます。

次に、高齢者福祉タクシーの再質問に移りますが、80歳以上の方が高齢者福祉タクシー料金助成が実施され1年以上になりますが、どのような評価をしているのでしょうか、お尋ねいたします。

**○保険福祉部長（小林徹男君）**

令和2年7月から80歳以上の方の利用を拡充し、1年以上経過していますが、昨年度は事業拡充とコロナ禍の初年度でもあったこと、また今年度も年度途中ですので、昨年度と比較の評価をすることは難しいと考えております。

ただし、本年4月から10月末までの7か月の申込者数は、既に昨年7月から年度末の3月までの9か月間の申込者数を上回っておりますし、新たに申し込まれた方からは、タクシーでの通院支援をしていただけるだけでも助かると、そういった声をいただいておりますので、一定の評価はいただいているものと思っております。以上でございます。

**○16番（加藤敏彦君）**

引き続き、この評価については進めていただきたいと思います。

巡回バスや高齢者福祉タクシー料金助成事業、または買い物支援バス等の移動支援の事業を総合的に検討して考えていきたいという答弁であります。答弁の中には2025年問題という言葉も出ておりますが、この検討見直しの時期はいつを考えているか、お尋ねをいたします。

**○保険福祉部長（小林徹男君）**

現在も巡回バス検討委員会に関係職員も参加し、相互に情報共有を図っているところでございます。2025年問題と言われる令和7年も近づいておりますので、先延ばしにするつもりはございません。

市民の皆様にとって、よりよい選択肢がお示しできるよう取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

**○16番（加藤敏彦君）**

今、部長の答弁では、巡回バス検討委員会という言葉が出てまいりましたが、高齢者支援として愛西市が行っている事業について、高齢者福祉タクシーの事業だけではなくて、巡回バスも併せて検討しているということで承ります。

次に、運転免許を返納されますと津島警察署で運転経歴証明書の申請ができますが、費用が1,100円かかります。市として、この免許返納の事業として助成する考えはあるのかについてお尋ねをいたします。

○企画政策部長（宮川昌和君）

今のところ助成をする考えはございません。以上です。

○16番（加藤敏彦君）

先ほど紹介した中日新聞の社説では、行政は高齢者が免許を返納できる環境の整備に一層注力すべきだというふうな言葉も出ておりますが、ぜひ、先ほどありましたが、総合的に考えていく中で、運転経歴証明書の費用についても併せて検討していただきたいと思います。

愛西市は、高齢者の交通事故をなくすために運転免許を返納する条件、無料の巡回バスの運行や80歳以上を全員対象とした高齢者福祉タクシーの利用などが進んでおります。高齢者福祉タクシーの利用を障害者のように制限をなくしていただくことが、交通安全においても、高齢者の生活支援においても、早急に実施すべきだと考えておりますので、そしてこれは市長の決断でできることでありますので、実施について強く求めていきたいと思っております。

次に、交通安全対策の再質問に移ります。

カーブミラーは、見通しの悪い交差点や安全確認のできない場所に設置されると考えておりますが、いつから設置の対象が車と車、自動車だけになったのでしょうか。

○産業建設部長（山田哲司君）

本市では、県が道路構造の手引を作成して以降、カーブミラー設置の対象につきましては、この手引に準じております。以上です。

○16番（加藤敏彦君）

今、手引ということを紹介されましたが、この手引はいつ作成されていたのでしょうか、何年ぐらい前に。ちょっとそれをお尋ねしたいと思います。

○産業建設部長（山田哲司君）

ちょっと今、詳しい資料はありませんけれども、昭和の時代からということでございます。以上です。

○16番（加藤敏彦君）

ここに写真がありますが、軽自動車ならば通れるような道でありますので、自転車だけでなく、車も出る可能性があると思っておりますが、この交差点の飛び出しを防ぐための止まれの標識とか文字を書くことはできないのでしょうか。

○産業建設部長（山田哲司君）

文字の止まれば、交通の安全を確保する必要のある場所に公安委員会が規制する標識ですので、警察が設置するものでございます。以上です。

○16番（加藤敏彦君）

文字、止まれば規制標識ということで、愛西市の判断でできないということですが、申請してできるものなので、ぜひ申請していただきたいと思っておりますし、またよく停止線が交差点のところに引いてありますが、この現地の道路は砂利道になっておりますが、舗装して停止の白線を描くことはできるのでしょうか。

○産業建設部長（山田哲司君）

今後、この道路を舗装するときに施工のほうはいたします。以上です。

○16番（加藤敏彦君）

今、部長のほうから、道路を舗装するときには停止線を引くことができるという答弁だったと思いますが、道路の舗装については、地元要望があれば行っていくのでしょうか。

○産業建設部長（山田哲司君）

舗装の要望が出されたときは、職員が速やかに現地調査を行い、舗装の緊急性や危険度を客観的に判断し、早急に対応する必要がある場合は、予算の範囲内で施工することとなります。以上です。

○16番（加藤敏彦君）

交通安全対策、地元の住民の方からはカーブミラーをつけてもらうと一番安全だという要望ですが、今の基準からいくとカーブミラーができないということで、2枚標識をつけていただきましたが、さらに対策として白線を引くなどのことが可能でありますので、引き続き進めていきたいと思っております。

今日は3項目について一般質問を行ってまいりました。

地球温暖化の対策は、放置すれば愛西市が水没する危険性も出てくる重大な問題でありますので、また逆にこの対策に取り組んでいけば、成功すれば、新たな雇用と、また省エネ社会にする可能性を持っております。市としても全力で取り組んでいきたいと思っております。

また、高齢者福祉タクシーの見直しは、先ほど述べましたが、市長の決断で新年度から制限を撤廃することができる問題でありますので、前向きな結論を早急にいただきたいと思っております。

今コロナ禍で第6波の心配もされます。また、市としても大変な時期であります。市民の命と暮らしを守るために市当局が全力を発揮していただくことを求めて一般質問を終わります。以上です。

○議長（島田 浩君）

16番議員の質問を終わります。

ここでお昼の休憩を取らせていただきます。再開を12時50分といたします。

午前11時50分 休憩

午後0時50分 再開

○議長（島田 浩君）

お昼の休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、質問順位11番の8番・近藤武議員の質問を許します。

近藤議員。

○8番（近藤 武君）

議長のお許しをいただきましたので、発言通告書に従い一般質問をさせていただきます。

大項目の1つ目として、まちづくり、地域づくりについて、大項目の2つ目として、本市のスポーツ施設について、小項目の1つ目として、立田総合運動場の現状と今後について、2つ

目として、来年度からスタートする施設使用の予約システムはどのようになるのか。3つ目として、施設の修繕、改修の基準の考え方について順次質問をさせていただきます。

それでは、大項目の1つ目、まちづくり、地域づくりについて質問させていただきます。

本市は、現在、目指すべき将来都市像「ひと・自然 愛があふれるまち」として、第2次愛西市総合計画を基にまちづくりを進めています。また、まちづくりの基本理念として、協働によるまちづくり、持続可能なまちづくり、絆を大切にすまちづくりとし、愛西市都市計画マスタープランが令和3年度から10年度を目標年次としてスタートしました。そのような背景がある中、今年度から勝幡学区を地域づくりのモデル地区として活動が行われております。

そこで、まず初めに質問させていただきます。

勝幡学区を地域づくりのモデル地区にした理由と、いつから活動を始めているのか。また、この活動は何を目的としているのかお尋ねいたします。

次に、大項目の2つ目、本市のスポーツ施設について質問をさせていただきます。

小項目の1つ目として、立田総合運動場についてですが、令和元年12月議会の一般質問の場で、公益財団法人愛知県サッカー協会と協議に入り、そのときの市としての思いなどもお聞きいたしました。

そこでまず初めに、その当時から少し時間がたった今、現状はどのようになっているのか、確認の意味も含めお尋ねいたします。また、今後のスケジュールはどのようになっているのかお尋ねいたします。

次に、小項目の2つ目、施設利用の予約システムについて質問させていただきます。

今年度8月に開催された第2回臨時会の補正予算の折に新型コロナウイルス感染症緊急対策費として、新しい生活様式対応事業費の中で体育施設予約システム導入に対する議論をしましたが、確認の意味も含め2点質問させていただきます。

1点目、予約システムはいつから使用できるのか、2点目、どのような施設がシステムで対応できるのかお尋ねいたします。

最後に小項目の3つ目、スポーツ施設全般の施設の修繕や改修の基準、考え方について質問をさせていただきます。

施設利用者からは、施設に関する相談や意見を私自身いただくことがあります。全てのことに對してすぐに対応することは、財政的にも不可能なことは分かっておりますが、いま一度施設の修繕・改修について、市としての考え方をお聞きしたいと思います。

以上で総括質問を終わります。御答弁よろしくお願いたします。

#### ○市民協働部長（渡辺弘康君）

まず初めに、勝幡学区を地域づくりのモデル地区にした理由についてでございますが、持続可能な地域づくりの取組を始めるに当たり、各地域にお声をかけさせていただいたところ、以前より地域づくりに関心の高かった勝幡地区コミュニティ推進協議会からよいお返事をいただき、モデル地区として地域づくりを進めていくこととなりました。

次に、いつから活動を始めているのかについてでございますが、昨年12月に地域づくりと協働

についての講演会を開催し、この講演会をきっかけに活動を始められています。

次に、目的についてでございますが、少子高齢化や人口減少、つながりの希薄化などを背景とした様々な地域問題が浮上している中、改めて地域の魅力や課題を確認するとともに、今後の地域の在り方や目指す方向性、活動の展開等について再考し、地域課題を地域が主体となって解決できる持続可能で自立した地域をつくることを目的としています。

私からは以上です。

#### ○教育部長（三輪進一郎君）

立田総合運動場の現状と今後はという御質問でございますが、現状といたしまして、愛西市では、合併前からそれぞれの町村でスポーツ施設を整備し、他市と比較しても多くの施設を維持しておるところでございます。

また、近年の立田総合運動場の利用状況は減少傾向にありました。そのような中、令和元年9月に公益財団法人愛知県サッカー協会から、サッカーをはじめとするスポーツ施設の拠点として市と連携する形で立田総合運動場に芝生多目的グラウンドを整備したい旨の申出がありました。このため、市はグラウンドの整備手法や整備後の管理運営等についての関係機関と調整をし、市のスポーツ団体及び地元の方への説明を通じた意見聴取等を行いながら、サッカー協会と協議を重ねてまいりました。その結果、令和3年3月に市と愛知県サッカー協会が仮協定を締結し、10月にサッカー協会より立田総合運動場芝生グラウンドの整備基本計画書が市に提出されました。今後につきましては、立田総合運動場を無償で貸与するなどの内容を盛り込んだ本協定を締結し進める予定をしております。

続きまして、予約システムの関係でございます。

パソコンやスマートフォンなどを使ってオンラインで申込みから支払いまで可能なスポーツ施設予約システムの利用開始は、令和4年4月からの予定としております。また、対象施設といたしましては、親水公園総合体育館、立田体育館、佐織体育館、親水公園総合運動場、佐屋総合運動場、佐屋スポーツセンター、立田総合運動場、八開運動場、佐織総合運動場の9施設となります。

3点目の施設の修繕、改修の基準、その考え方でございますが、個別施設計画を基に計画的に行っております。以上でございます。

#### ○8番（近藤 武君）

それぞれの御答弁ありがとうございました。

それでは、大項目の1つ目、まちづくり、地域づくりについてから再質問をさせていただきます。

総括の答弁で、モデル地区になった理由、活動のきっかけなど伺いました。また、この取組が地域課題を地域が主体となって解決できる持続可能で自立した地域を目的としていることも分かりました。

そこで、現在までの活動内容はどのようなことをしているのか、また地域の方からの意見はどのようなものがあるのか、お尋ねいたします。

**○市民協働部長（渡辺弘康君）**

まず、活動内容についてでございますが、様々な立場、年代の方が集まり、地域の魅力や課題は何か、どんなまちにしたいかなど、ワークショップという手法をはじめ、インタビュー形式の聞き取り調査などを行い、地域に関する多くの意見を集められました。

その後、意見を集約、検討するためにワークショップに参加された方の中から勝幡まちづくりサポーターを募り、現在いただいた意見を基に勝幡学区がどんな地域を目指すのかをまとめた地域ビジョンの作成に取り組まれています。

次に、地域の方からの意見についてでございますが、名古屋に近く便利である、地域には歴史や文化がある、地域の方が楽しめる夏祭りなどの行事があるという地域の魅力につながる意見がある一方で、世代間交流やコミュニケーションの必要性、勝幡駅周辺の土地利用、役員の成り手不足など、地域活動を支える人や地域行事への参加者の減少など、地域の課題についての御意見もございました。以上でございます。

**○8番（近藤 武君）**

御答弁ありがとうございました。

活動内容については、私もまちづくりサポーターの方から一部資料を頂き、現在までの状況をお聞きしております。

ここで、活用内容を少し写真などで見ていただきたいと思います。

順番に続けていっていただきたいんですが、今のこのワークショップの雰囲気をちょっと分かるようにという形で順番に行って、皆さんからいただいたものを模造紙などで発表会をしながら皆さんで情報を共有したという形であります。

私も、地元の議員の一人として3月に行われたワークショップに参加しました。そのときに地域の方々といろいろな意見交換、また市に対する要望、あとは実際の市の施策がまだ皆さんの下へ届いていないという意見もいただきました。とても参考になる時間だったと思っております。

現在は、地域ビジョンの作成に取り組まれているということでもありますけれども、今後の活動の方向性などについて、行政としてアドバイスをするのかお尋ねいたします。

**○市民協働部長（渡辺弘康君）**

今後の活動の方向性、そして行政としてのアドバイスについてでございますが、地域が主体となり、地域の課題を地域の皆さんで話し合っ解決していける持続可能な地域づくりが行えるよう、アドバイザーの派遣を含め支援を行っていきたいと考えています。以上です。

**○8番（近藤 武君）**

ありがとうございます。

このような活動のPR、共有を市としてどのように考えているのかお尋ねいたします。

**○市民協働部長（渡辺弘康君）**

活動のPRについてでございますが、地域づくりを進めるためには情報の共有が必要です。どのように地域の方に知ってもらい、参加につなげていくのか、活動のPRについて考えるこ

とも地域づくりの一環であると考えています。

現在は、地域の回覧で紹介したり、ワークショップでまとめられたものをコミュニティセンターに掲示し、地域の方に活動内容のPRを行っています。市としましては、勝幡学区で行われている地域づくりを支援し、積極的にPRを行い、他の地域の地域づくりにつながっていくことを期待しています。以上です。

**○8番（近藤 武君）**

御答弁ありがとうございます。

これらの取組をきっかけとして、ぜひほかの地域の地域づくりにつなげてほしいと思っております。PRも重要だと思いますが、このような活動を始めていく、または広めていく上で人材育成や人材確保についてのお考えをお尋ねいたします。

**○市民協働部長（渡辺弘康君）**

人材育成、人材確保についてでございますが、地域づくりをしていく上では、人材はとても大きな要素であり、地域の話合いや地域づくりの活動を通じて人材の発掘や人材の確保につなげていくとともに、誰もが気軽に楽しく参加できる機会や環境をつくっていくことが必要であると考えています。以上です。

**○8番（近藤 武君）**

御答弁ありがとうございます。

人材確保、人材育成の視点でも、市職員の地域参加の推進についてのお考えはあるのかお尋ねいたします。

**○市民協働部長（渡辺弘康君）**

市職員の地域参加についてでございますが、職員の中には消防団員や地域の役員など、既に地域活動に参加している者もいます。地域行事等へ参加することは、地域の情報を得たり、地域の方と交流ができる機会となりますので、積極的に参加すべきと考えています。以上です。

**○8番（近藤 武君）**

御答弁ありがとうございます。

今の市職員の地域参加というのは、地域の実情を理解していく上でとてもよいことだと思いますのでよろしくお願ひいたします。

ここで、先ほどの地域の方からの意見の中で、勝幡駅周辺の土地利用の意見が多く出ていることは私自身も伺っております。

そこで、勝幡駅周辺地区を含め、本市の市街化調整区域の今後の取組はどのように考えているのかお尋ねいたします。

**○産業建設部長（山田哲司君）**

本市は、市域の大半が海拔ゼロメートル以下であり、災害に対するまちづくりを考えていくことは重要でありますし、都市計画の土地利用では、公共施設や公共交通機関などを中心とした都市機能の集約化の考え方も必要であると考えます。

特に、市街地近郊の市街化調整区域については、都市計画マスタープランに基づき農林漁業

との健全な調和を図りつつ、地域住民の日常生活を支える機能や、安全な住環境の維持、確保に努めるものとします。以上です。

○8番（近藤 武君）

御答弁ありがとうございます。

都市計画の土地利用では、都市機能の集約化の考え方も必要である中で、行政として地元地権者の現況、御意見など把握しているのかお尋ねいたします。

○産業建設部長（山田哲司君）

勝幡駅北東部の区域の一部は、昭和60年に地域の実情や要望により市街化区域から市街化調整区域へ変更されたことにより、開発行為が制限されております。近年、駅周辺の交通の便のよさから宅地化が進行していることもあり、市街化区域へ再編入を望む御意見があることは承知しております。

しかしながら、県に決定権限がある市街化区域への編入を検討していくに当たっては、過去の経緯や交通インフラなどの計画的な市街地整備が確実に行われることが前提になるなど、クリアしなければならない課題が多く、現状では県との協議を進めていくことは難しいと考えております。以上です。

○8番（近藤 武君）

御答弁ありがとうございます。

市街化調整区域の現状を変更していくことは、かなり難しいことと理解しております。これはあくまで私個人の提案であります。都市計画マスタープランの市街地近郊地の区域内の方に対して、結論ありきではなく、これから先のことを含め意向調査などをしていただいて、市の考えと地権者の思いが同じものになっていくと対象地域のさらなる発展につながると考えております。

この項目の最後として質問させていただきたいんですが、市長の地域づくりに対する思い、考えをお尋ねいたします。

○市長（日永貴章君）

それでは、私から御答弁させていただきます。

地域づくりにつきましては、先ほど議員からも質問等がございましたが、やはり人材、地域の方々や関係する方々の考え方、また協力体制が非常に大切だというふうに思っております。行政のみで取り組むのも大変難しいですし、地域の方々だけでも難しいと。それぞれの人がそれぞれの持てる力を十分に発揮していただくことが必要だというふうに思っております。

協働のまちづくりを推進していくために、地域課題を地域で解決できる仕組みづくりが今後重要であるというふうな位置づけから、地域が持続可能で自立した地域づくりが行えるよう地域と連携し、様々な支援を行っていきたいというふうに思っておりますので、地域の方々にも御協力をいただきたいと思いますと考えております。以上です。

○8番（近藤 武君）

御答弁ありがとうございます。

市長のほうからも前向きな御回答をいただき、活動を進めていく上で心強いのではないかと  
思っております。

まちづくりサポーターの方々が地域ビジョンをつくり上げる中で、先ほど質問させていただ  
いた土地利用の話以外にも、地域として日常生活を送るのに困っている高齢者や生活弱者の方  
への支援をするボランティアの構築についても聞いております。

このボランティア活動に関心を持っていただくために活動内容に対してポイント制などを導  
入できるのかなど、少し具体的に意見が出てきているようです。これらの様々な意見を先に進  
めていく上で、いろいろな行政部署との関わりは欠かすことができないと考えております。

現在、市民協働課を通していろいろと相談をされておりますが、今後、ほかの地域でも勝幡  
のまちづくりのような活動が広がっていけば、担当課だけでは対応が難しくなるかもしれませ  
んので、状況に合わせ強化などを検討していただけたらと思っております。

まちづくりの基本理念、協働によるまちづくり、持続可能なまちづくり、絆を大切にす  
るまちづくりを実現するために、このモデル地区の取組がほかの地区にも広がり、地域の課題を地  
域が主体となって解決できる持続可能で自立した地域ができるように行政として後方支援をし  
ていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

次に、大項目の2つ目、スポーツ施設について再質問をさせていただきます。

順番が逆になりますが、小項目の3つ目、施設の修繕や改修の基準、考え方は個別施設計画  
に沿って行うという御答弁でありましたが、修繕、改修などを行うに当たって、市の方向性以  
外に利用者などの声は反映されているのかお尋ねいたします。

#### ○教育部長（三輪進一郎君）

個別施設計画に沿って計画的に長寿命化を図る整備のほか、利用するに当たっての危険な箇  
所や緊急修繕など、スポーツ協会が取りまとめた意見や指定管理者などの意見を市が確認し、  
総合的に判断、調整をして整備を行っております。以上でございます。

#### ○8番（近藤 武君）

御答弁ありがとうございます。

利用者が安心・安全に活動ができるよう、スポーツ協会、指定管理者と協力し合い、改善の  
ほうをこれからもよろしく願いいたします。

次に、小項目の2つ目、予約システムの導入について再質問させていただきます。

こちらも確認事項になりますが、学校体育施設の開放は対象外となるのかお尋ねいたします。

#### ○教育部長（三輪進一郎君）

学校体育施設の開放につきましては、直接での申込み受付で学校教育に支障のない範囲で市  
民に開放しており、現状、対象外としております。今後、予約システムの運用状況を見ながら  
導入していきたいと考えております。以上でございます。

#### ○8番（近藤 武君）

御答弁ありがとうございます。

運用状況を把握しながら進める可能性があることが分かりました。

次に、スポーツ協会補助団体の定期活動の優先利用はどのようになっていくのかお尋ねいたします。

**○教育部長（三輪進一郎君）**

現状のとおり、定期活動の場として優先して確保していくことを考えております。以上でございます。

**○8番（近藤 武君）**

御答弁ありがとうございます。

現状のとおり変更がないことが分かりました。

ここまでの質問で、利用者に対して予約システムが導入されることによりどのように変わるのか、再度お尋ねいたします。

**○教育部長（三輪進一郎君）**

どのように変わるのかということですが、申込みの順序としましては、今回導入する予約システムの申込みと支払い機能を活用して、スポーツ協会補助団体の定期活動の場を確保し、次に市内登録団体が抽せん会の場で申込みを行います。その後、市内外の団体が申し込むこととなります。

なお、予約システム導入により行える内容としましては、24時間インターネットでスポーツ施設の空き状況の確認や予約申込みができ、支払いがキャッシュレス決済できるようになります。以上でございます。

**○8番（近藤 武君）**

御答弁ありがとうございます。

申込みのできる順番も先ほどの御答弁で分かりました。

また、24時間インターネットで空き状況の確認、予約、支払いがキャッシュレス決済でできることも分かりましたが、運用に当たっての周知はどのように考えているのかお尋ねいたします。

**○教育部長（三輪進一郎君）**

周知方法につきましては、広報、ホームページ、ポスターの掲示及び抽せん会等で利用者へ周知していきたいと考えております。以上でございます。

**○8番（近藤 武君）**

御答弁ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症による新しい生活様式への変化、または利便性の向上を図る取組になると考えておりますので、導入開始に向け、混乱など起こらないようお願いいたします。

小項目の1つ目、立田総合運動場について再質問をさせていただきます。

愛知県サッカー協会と本年3月に仮協定を締結し、10月に芝生グラウンド整備基本計画書が市に提出され、本協定へ向け進んでいることが分かりました。その中で、立田総合運動場を無償で貸与することになっておりますが、市にとって愛知県サッカー協会へ貸与するメリットは何かあるのか、またどうして無償貸与になったのかお尋ねいたします。

○教育部長（三輪進一郎君）

現在、立田総合運動場の特にグラウンドにおきましては、利用が減少してきております。また、立田総合運動場は指定管理者により管理運営されており、年間の管理経費としておおむね約700万円から800万円経費がかかっているのに対し、施設の使用料収入が約20万円から30万円となっており、実質管理経費は年間平均約760万円ほどとなっております。利用料金を上回る維持管理経費を市の一般財源で補填している状況となっております。

このような状況の中、官民協働による公共サービスの提供として、愛知県サッカー協会のノウハウを生かした管理運営により、立田総合運動場を市の財源に頼らない自律的好循環モデルとするものでございます。

また、県内外から愛西市へ多くの人を訪れることで、市の知名度が向上し、市の活性化にもつながることや、スポーツを通じ安定的に人が集まり、市の新たなスポーツ文化の創設、地域コミュニティ形成などの事業効果があり、様々なメリットが期待できるため無償貸与としたものでございます。以上でございます。

○8番（近藤 武君）

御答弁ありがとうございます。

愛西市の知名度向上や市の活性化、市の新たなスポーツ文化の創設、地域コミュニティの形成など、様々なメリットが期待できるため無償貸与としたことが分かりました。

貸与にするメリットでは、市の財源に頼らない自律的好循環モデルという言葉が出てきました。以前の一般質問の答弁で、公共施設リノベーションの先進モデルが図れるという内容でもありましたが、この自律的好循環モデルとはどういったものなのかお尋ねいたします。

○教育部長（三輪進一郎君）

自律的好循環モデルでございますが、愛知県サッカー協会独自の料金設定と稼働率の高い施設運営により収益を上げ、その収益を施設に再投資し、運営や施設の修繕・リニューアルなどを実施し、よりよい施設としていくものでございます。以上でございます。

○8番（近藤 武君）

御答弁ありがとうございます。

収益を施設に再投資し、よりよい施設にしていくものだと理解できました。

次に、新たな施設の地域への還元事業などは何があるのか、また市のスポーツ団体、地域の説明、意見はどのようになっているのかお尋ねいたします。

○教育部長（三輪進一郎君）

地域への還元事業の一つとしまして、愛西市民の登録団体を対象に愛知県サッカー協会の想定する繁忙期を除く毎週平日の1日で午前9時から午後1時まで無料開放を行う予定をしております。

また、市スポーツ団体への説明会は11月末に開催をいたしました。その中の意見では、地域への還元事業をできる限り増やしてほしいなどの意見がございました。地域への説明につきましても、12月より順次進めております。今後も地域やスポーツ団体の御意見をお聞きしながら、

愛知県サッカー協会との協議を進めていきたいと考えております。以上でございます。

○8番（近藤 武君）

御答弁ありがとうございます。

地域への還元事業は現在時間的に少なくは感じますが、今後サッカー協会と協議を進めることができそうなので、いろいろな意見を聞きながら協議を進めていっていただきたいと思いません。

そこで、今後の予定と施設整備の内容はどのようになっていくのかお尋ねいたします。

○教育部長（三輪進一郎君）

今後の予定でございますが、今議会におきまして、愛西市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正をお認めいただければ、令和4年1月に愛知県サッカー協会と本協定を締結し、令和4年度末までの1年3か月を周知期間として、令和5年4月より愛知県サッカー協会が管理運営及び施設整備を開始する予定をしております。

施設整備の内容につきましては、人工芝グラウンドを整備すること、またLED照明設備におきましては耐用年数が経過しており、市として改修が必要であることから2,200万円を上限に一部負担を行うことで整備することを確約しており、令和5年4月に着工し、令和5年9月までに完成予定で、10月からの利用開始を目指しております。以上でございます。

○8番（近藤 武君）

御答弁ありがとうございます。

約1年の周知期間の後、令和5年4月に整備に着工し、9月までに完成、10月から利用開始を目指していることが分かりました。

ここで、少しほかの施設を紹介させていただきたいと思えます。

こちら、愛知県サッカー協会が関係する県内最初の施設、テラスポ鶴舞のパフレットであります。この施設は平成30年4月から利用開始され、施設に伺ったところ、稼働率は当初の予定より増加、アップしている状況だとお聞きしております。

次に、2番目に整備された愛知県フットボールセンター知多であります。こちら本年令和3年10月に開業しております。

こちらの施設ですね、順番にお願いします。個人的に見学をしようとして現地に行ったときに撮影したものです。そのときに、たまたま施設のセンター長がお見えになりまして、ほかの来客者とお話をしているところでありました。その後にお時間があるということだったので、施設自体の説明と開業するまでのお話を伺うことができました。

その中で、天然芝の整備のときにトップ苗植付けイベントを7月4日に開催し、キッズからシニアまでの選手、関係者、約300名、4万株を移植して、みんなで施設をつくっていくという環境を共有し、整備に係る必要経費の削減にも貢献したこと。また、施設特有である管理人無人施設であるリモートロックで管理し、照明もリモートで行い、芝刈りもロボットを活用して、運営上の経費削減も行われております。

いろいろなお話を伺った中で印象的だったのは、施設の開業はゴールではなくスタートであ

り、今後この施設を利用していただく方々、地域の方々によりよい施設へつくり上げていくということでありました。

本市の話に戻しますが、現在も続く新型コロナウイルス感染症の影響がある中で、サッカー協会との協議は大変苦勞されたのではないかと思います。これからも市としての役割をしっかりと果たし、本協定の締結、施設整備に進めていただき、立田道の駅のような愛西市の注目スポット、また地域の方にも喜ばれる施設になるように愛知県サッカー協会と協議をしていただきたいと思っております。

最後に、愛西市の完成図ですね、あくまで予定という形ではありますが、こちらは愛西市版という形で、こういう構想が出てきております。

最後に市長のほうに、この立田のグラウンドの件に関してお話を伺いたいと思います。

#### ○市長（日永貴章君）

それでは、私から御答弁をさせていただきます。

今般の県サッカー協会との協定、また整備計画につきましては、当初サッカー協会からお話をいただいた折には、どれほどの規模で整備をしていただき、今後管理をしていただけるのかということと、様々な打合せ等を行ってまいりました。

先ほど部長からも答弁がございましたが、愛西市におきましては合併市ということで、多くのスポーツ施設の維持管理をさせていただいております。残念ながら利用する方々はそれぞれの施設、多少の増減はございますが、減少傾向にあるということでもございます。

こんな中、県サッカー協会が立田総合グラウンドを整備していただき、維持管理も全て行っただけ、また地域還元もしていただけるということでございますので、新たな愛西市の起爆剤として大変期待をしております。

市内外から多くの方々に利用していただき、また空いた時間を地元の事業として開放していただけるということでございますので、連携しながらよりよい愛西市づくりにつなげていければというふうに考えております。以上でございます。

#### ○8番（近藤 武君）

ありがとうございます。

これで今回の一般質問を終わります。ありがとうございました。

#### ○議長（島田 浩君）

8番議員の質問を終わります。

ここで休憩を取らせていただきます。再開を13時40分をお願いします。

午後1時29分 休憩

午後1時40分 再開

#### ○議長（島田 浩君）

それでは、休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、質問順位12番の2番・石崎誠子議員の質問を許します。

石崎議員。

## ○2番（石崎誠子君）

議長のお許しをいただきましたので、2つの項目について一般質問をさせていただきます。

複数の議員と同じテーマとなるため重複する部分が多々ありますが、私の視点で通告どおり質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、大項目の1点目、子育て世代に選ばれるまちから質問いたします。

日本全国において少子高齢化が進んでいる中、少子化には歯止めをかける即効性のある施策というのはなかなか難しいと考えます。そのような中、愛西市では、子育てしやすいまち、子育て世代に選ばれるまちを目指し、子育て施策に力を入れていただいているところです。以前は保育料の軽減率が県内でもトップクラスでしたが、令和元年に幼児教育・保育の無償化が始まったことにより、保育料が安いという市の優位性がなくなったときには、いち早く保護者が負担することとなる保育所等の副食費を補助することを決断され、子育て世代の負担軽減を図られました。また、新婚家庭の新生活を応援する支援補助金や、コロナ禍においては定額給付金の支給基準日以降に生まれたお子さんへの応援給付金など、他市に先駆けた子育て施策も進められています。

今回の質問のテーマに上げました子育て世代に選ばれるまちの施策の中で、子ども医療費助成の拡充についても、市の独自施策の一つとして上げられます。この子ども医療費助成については、各自治体が競い合って優位性を出しているところです。

そこでお伺いいたします。

愛西市の子ども医療費助成は、愛知県内の他の自治体と比べ、どのような状況にあるのでしょうか。昨日から高松議員をはじめ他の議員の方々からも質問されておりますが、改めて経緯なども含め御答弁いただき、また、その状況をどのように評価されているのか、お聞かせください。

次に、大項目2点目、高齢者を取り残さない買物支援について質問いたします。

様々な理由で日常生活に必要な買物が困難になっている人のことを一般的に買物弱者などと言われています。経済産業省では、流通機能や交通網の弱体化とともに食料品等の日常の買物が困難な状況に置かれている人とされ、また、農林水産省では、自宅からスーパーなど生鮮食料品販売店舗までの直線距離が500メートル以上離れていて、かつ自動車を利用できない65歳以上の高齢者とされ、その定義は様々です。

この買物弱者について、経済産業省では、高齢者を中心に全国で約700万人いると推定され、現代社会において過疎地域のみならず、都市部においても深刻化することが懸念されています。

この買物弱者が生じる背景には、様々な要因があるようです。例えば、青信号が点灯中に渡れない、重い荷物を持っていないなど体力の低下、身近な商店の撤退や小売店の減少による買物環境の変化、バス路線の廃止や運行回数が減ってしまうなど地域公共交通サービスの衰退、高齢者の独り暮らしや高齢者のみ世帯の増加、地縁・血縁・社縁による関係性及びつながりの希薄化、高齢ドライバーの運転免許証自主返納などが上げられます。

このように様々な要因から生まれる買物弱者の問題解決に向けて、多くの市町村では民間事

業者などが買物支援に参入しているものの、採算が取れず赤字となってしまう事業者も多く、また、都市規模が小さくなるほど民間事業者の参入率が低くなる傾向にあり、買物弱者対策の難しさが伺える状況となっています。今後も高齢化や人口減少は続き、買物弱者は年々増えてくると予想されており、一過性の対策により解消されるものではないことから、様々な手法を検討し持続的に対策を実施していく必要があると考えます。

そこで、愛西市では、買物支援について市民からどのような声が届いているのでしょうか。また、現在どのような買物支援サービスが展開されているのか、お伺いいたします。

次に、買物弱者の大きな要因となっている高齢化につきましては、団塊の世代全員が後期高齢者となる2025年は、日本全体で後期高齢者が約2,200万人に上るとされています。

そこで、今後の愛西市の高齢化予測と、そのうち後期高齢者の割合の予測を、現在と2025年の比較でお伺いいたします。

以上で総括質問を終わります。御答弁をよろしくお願ひいたします。

### ○保険福祉部長（小林徹男君）

それでは、まず1点目の子ども医療費の助成の件から御答弁させていただきます。

愛西市の子ども医療の助成状況につきましては、近年では平成30年8月診療分から中学生の通院に係る助成を拡大し、自己負担額の3分の2を助成しております。さらに、令和2年4月診療分からは対象年齢を拡大し、中学校3年生までを入院・通院の現物給付による無償化に、中学校卒業後から18歳年度末までの入院は全額、通院は3分の2を償還払いにより助成している状況でございます。

愛知県では、子ども医療費の助成として、ゼロ歳から未就学児までの入院と通院、医療費及び小学生から中学生までの入院医療費の2分の1を各自治体に補助しております。このような状況の中で、愛知県内の自治体で令和3年10月1日現在の医療費の全額または一部を助成している状況を御答弁させていただきます。

愛知県の助成制度と同様の年齢で実施している自治体はなく、54自治体全てが拡大助成をしているのが現状でございます。拡大助成のうち18歳の通院医療費を助成しているのは54自治体中13自治体で、入院医療費を助成しているのは36自治体となっております。また、弥富市が令和4年4月から18歳までの入院・通院費について、全額助成をする予定であると報道がされております。

以上の状況でありますので、愛西市として、県内でも助成水準は高いものと評価しております。

続きまして、高齢者の関係でございます。

1点目の、買物支援を求める市民の声でございますが、令和3年度から令和5年度を計画期間としている第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定に向けた基礎資料として、令和2年1月から2月に実施した調査結果からは、巡回バスや高齢者福祉タクシーの利便性を求める声や、高齢による今後の移動手段への心配の声がありました。

続きまして、買物支援のサービスの展開でございますが、買物支援に関する事業としては、

要支援1、2になった高齢者の方等に対して、介護予防・日常生活支援総合事業のうち、市民の皆さんが立ち上げた団体が行っている訪問型サービスBや訪問型サービスDによる買物支援事業がございませう。訪問型サービスBでは買物代行、訪問型サービスDでは乗降介助や買物等の同行援助がございませう。

また、訪問介護事業所のヘルパーによる訪問型サービスAでは、買物代行を利用できる場合もございませう。

その他、配食サービス事業も主な目的は見守りではありませうが、買物軽減の一助となつているとも思つておられます。

さらに、社会福祉協議会が行つております独り暮らし高齢者、高齢者世帯の方等が利用できる買物支援バスがございませう。

続きまして、高齢化予測の関係でございませうが、本市の2025年（令和7年）までの予測でございませうが、総人口は少しずつ減り、高齢者人口は横ばいで推移していく見込みで、75歳以上の後期高齢者の方は増加していくと予測されていませう。

具体的には、本年10月1日現在の総人口に占める65歳以上の方の割合は31.4%で、そのうち75歳以上の方の割合は53.6%ですが、それが2025年（令和7年）10月1日では、高齢化率32%で、そのうち75歳以上の方の割合は63.3%となる見込みでございませう。以上でございませう。

## ○2番（石崎誠子君）

御答弁いただき、ありがとうございます。

それでは、大項目1点目、子育て世代に選ばれるまちにから再質問いたします。

子ども医療費の助成について、愛知県内で18歳の通院医療費を助成しているのは、54市町村中、愛西市を含む13自治体のみということで、愛西市は県内でも助成水準が高いとの評価でありました。先ほど竹村議員の質問で市長もPRについて御答弁されておりましたけれども、他の市町村に比べて優位性となるような手厚い支援につきましては、愛西市の強みとして、もっと市内外の方へアピールしていただきたいと思ひますし、私も発信していきたいと思ひます。

日永市長におかれましては、5本の柱によるまちづくりを市長選挙のマニフェストに掲げ、3期目をスタートされておられます。マニフェストの3本目の柱である心身ともに健やかなまちづくりにもつながる取組として、子育てしやすいまち、子育て世代に選ばれるまちの実現を掲げられていませう。コロナ禍において、子育て中の若い世代の方や子や孫を思ふ高齢者の方など、多くの方から子育て世代の負担を減らしてほしいという切実な願ひが、私ども新生愛西クラブ、あいさいクラブ、公明党あいさいの3会派の下に届き、去る11月22日に3会派が連盟で愛西市の子ども医療費の完全無償化を求める要望書を日永市長に手渡しました。この子ども医療費の完全無償化につきましては、この2日間、高松議員から始まり、河合議員、山岡議員と愛西市議会各会派からそれぞれ質問され、議員の皆さんもおおむね前向きな考えであると思ひます。

日永市長は、議員の了承をいただけるのであれば、できるだけ早く進めたいというお考えでありました。そして、私ども新生愛西クラブ9名の議員全員も、子供たちのために一日も早い実施を求めておられます。

そこで、新生愛西クラブの一員として、再度、日永市長に確認させていただきます。

ぜひともシステム改修等に必要な予算を確保して、早急に条例改正や必要な補正予算等の提案を行っていただき、令和4年4月から高校生世代まで子ども医療費完全無償化実施に向けて進めていただきたいと思います。市長のお考えをお聞かせください。

#### ○市長（日永貴章君）

それでは御答弁させていただきます。

今議会におきまして、4名の議員の方々から子ども医療費の拡大について御質問をいただきました。各会派1人ずつということで、おおむね先ほど議員もおっしゃられましたが、議員の皆様方も拡大に進むべきだというふうなことだというふうな判断をしております。

また、医療費を拡大しようと思いますと、条例改正やシステム改修等の予算も必要となつてまいりますし、実際に拡大した場合の予算確保も進めていかなければならないということでございます。

しかしながら、愛西市が選ばれるまちづくりにこの子ども医療費も一つの選択肢であろうというふうに私も十分に認識をしておりますので、皆様方の御意見を踏まえまして、早ければ来年4月からスタートできるよう早急に条例改正、補正等の取組を進めていきたいというふうに思っておりますので、皆様方の御理解をいただきたいというふうに思います。以上でございます。

#### ○2番（石崎誠子君）

市長、御答弁いただき、ありがとうございます。

新学期が始まる令和4年4月から実施できるよう迅速に対応してくださるといふ、そういった御答弁をいただき感謝いたします。スムーズに運ぶよう、私も協力していきたいと思っております。引き続き一過性の支援とならないような持続可能な支援策を打ち出していただき、子育て世代に選ばれるまちとなることを願い、次の質問に移ります。

次に、大項目2点目、高齢者を取り残さない買物支援の再質問をいたします。

先ほどの御答弁によりますと、計画策定のために行った調査では、巡回バスや高齢者福祉タクシーの利便性を求める声や、高齢による今後の移動手段への心配の声があったということでした。

私も市民の方から、運転に自信がなくなってきたから次の免許更新の時期には返納したいけれど、買物とか、車がなくなると今後の生活が心配という声を聞く機会も多く、数年先を見据えた安心につながる対策の必要性を強く感じております。

また、愛西市の高齢化の数字についても御答弁をいただきましたが、総人口が減少していく一方で、4年後の2025年には65歳以上に占める75歳以上の後期高齢者の割合が現在の53.6%から63.3%に増えるということも、買物支援のニーズが高まる要因になると予測できるのではないのでしょうか。

そこで、ニーズや買物弱者の実態について、今後どのように把握していかれるのか、お伺いいたします。

## ○保険福祉部長（小林徹男君）

ニーズの把握につきましては、市内の各地域包括支援センターの職員や民生委員の方々などから聞き取りを行って地域の状況の把握に努めています。今後もさらに状況把握に努めてまいります。以上でございます。

## ○2番（石崎誠子君）

ありがとうございます。

なかなか難しいかと思いますが、それぞれの地域の実情の把握に努めていただき、それぞれの地域に合った買物支援の仕組みの構築について検討していただくことをお願いいたします。

先ほど、買物に特化したサービスについて御答弁いただきましたが、現在、市民の方が立ち上げた団体が行っている買物支援として、訪問型サービスBや訪問型サービスDなど、主に要支援1、2になった高齢者の方々が利用できるサービスや、独り暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の方などが利用できる社会福祉協議会の買い物支援バスなどが展開されているということでした。

今、写真を映していただいておりますが、これが社会福祉協議会が運営されている買い物支援バスです。先日、この買い物支援バスを利用されている方にお話を伺いました。

お話を伺った御夫婦は、運転免許証を自主返納されていて、ふだんの買物には社会福祉協議会の買い物支援バスと市の巡回バスを利用し、また、医療機関にはタクシーを利用するなど、今ある手段を駆使して出かけられているそうです。御自身の予定と重ならなければ、月に3回、買い物支援バスを利用できているようですが、運行の日程や乗車人数などに限りがあるため、利用できない日も多く、もっと運行回数を増やしてほしいと言われました。この運行回数については、他の利用者さんたちからも同様の意見を聞いております。さらに買い物支援バスについての感想を伺ったところ、その御夫婦は、バスのドライバーさんがきめ細やかな配慮をしてくれるので安心して利用できていると高く評価されておりました。

そこで、先ほど買い物支援バスの運行回数を増やしてほしいという利用者さんの声もありましたが、公で展開されているサービスからどのような課題があるのか、お伺いいたします。

また、買い物支援バスについては、バスの存在を知らないという声も届いておりますが、今後の周知についてお考えをお聞かせください。

## ○保険福祉部長（小林徹男君）

訪問型サービスDを行っているのは、当市を含め、県内でも3自治体しかなく、担っていただけの運転ボランティアが少ないのが課題として一つあります。

また、買い物支援バスは、現在1台で市内全域を対象としており、車両定員やコロナ禍で運転等を調整しているなど、ニーズに応え切れないなどと思われております。さらに、現在は御親族や友人、地域の方などの助け合い、支え合いなどの支援が行われていることは聞き及んでおりますが、正確には把握ができていないのも課題として捉えております。これらの課題を解決するために市民ボランティアの増員に向けた取組や情報収集などをする必要があります。

また、買い物支援バスについては、車両の購入、運転手、燃料代等の運行に係る経費も大幅

な負担となりますので、簡単には増設ということにはならないと考えます。

続いて、周知の方法でございますが、周知については、社会福祉協議会の賛助会費のチラシ、広報紙や民生児童委員協議会定例会での説明、高齢福祉課が発行しています高齢者福祉ガイドブックなどがございます。さらに、周知が進むよう地域包括支援センターや介護支援専門員等とも協調しながら工夫していきたいと考えております。以上でございます。

## ○2番（石崎誠子君）

ありがとうございます。

それぞれの課題をしっかりと認識されているということで、引き続き解決されるよう取り組んでいただくことをお願いいたします。

また、社会福祉協議会の買い物支援バスについては、ニーズに答え切れていないという課題がある中で、御答弁いただいたようにさらに周知が進めば、ますます運行回数の増加や新たなルートなどが求められる状況となるかと思えます。このバスは社会福祉協議会の賛助会費で運営されていると聞いておりますので、運行回数を増やすための車両購入やドライバーの確保、さらに燃料代などの維持費が大幅な負担となり、バスの増設は簡単にはできない状況であると理解いたしました。

買物は日常生活に欠かせない行為であります。住民の困り感は異なるため、買物支援を行うに当たっては、それぞれの地域の実情に応じた活動が必要です。戦後の高度経済成長期に開発された大型団地では、同じ時期に入居した人々がそろって高齢化しています。大井町にある永和台団地も昭和40年代に開発された751世帯の大型団地です。南北に広がった住宅街となっていて、個人差はありますが、最北部から最寄りの永和駅までは、どんなに速くても徒歩で約30分以上かかり、また、家の場所にもよりますが、最も近いスーパー、ピアゴ佐屋店までは、佐屋大橋を超えて徒歩で約30分以上もかかる位置にあります。

過去に永和台団地では、交通の不便による買物困難の解消に向け、地域住民で買物支援に取り組みました。その内容は、民間事業所による移動販売を導入した青空市場を月に2回ほど集会所前の広場に開設するというものでした。写真をお願いいたします。これがその当時の様子です。2018年秋から試験的に6回開催され、各回それなりに地域住民の利用はありましたが、肉や魚などの生鮮食品が販売できなかったことや、品ぞろえなどの課題、また、スーパーなどに直接出向き商品を選びたいという意見もあり、その当時、移動販売は支援策として根づくことはできませんでした。

その後、私は稲沢市の社会福祉法人亀泉会さんが、買物の移動に不便を感じている地域の課題解決に向け買物支援事業に取り組まれているのを知り、永和台自治会長さんにこの地域でも同じような取組ができないかと相談しました。そして、地域のためになるのであればと、同じ大井町にある特別養護老人ホーム愛厚ホーム佐屋苑さんに自治会長から御協力をお願いされ、佐屋苑さんは、施設が所有している送迎車を使用していない時間帯に買い物支援バスとして活用してみまじょうと引き受けてくださり、さらに地域に貢献できるのならと快く無償で運行していただけることとなりました。施設の送迎車を利用するため、高齢者の方が乗車しやすい福

社車両であり、安心して乗車できると思います。

そこで、大井町総代さんや地域の民生委員さんにも御賛同いただき、来年1月からモデル事業として永和台団地からピアゴ佐屋店までを試験的に運行することとなりました。来年度以降、社会福祉協議会の買い物支援バスと併用できる地域の買物バスとして定着させることを目指しています。現在、社会福祉協議会の買い物支援バスは11ルートあり、地域にもよりますが、大体一つの地域で月に2回ほど運行されています。地域の介護施設やデイサービスをされている事業所の御協力をいただければ、社会福祉協議会の買い物支援バスと合わせて、今まで以上に買物に出かけやすい状況がつかれると思います。

そこで、市内各地域には、介護施設、特にデイサービスの事業所は幾つあるのか、また、買物を含めた移動支援をされている施設はあるのか、お伺いいたします。

### ○保険福祉部長（小林徹男君）

市内にデイサービス事業所は22か所ございます。地区別では、佐屋地区が8か所、立田地区が2か所、八開地区が2か所、佐織地区が10か所でございます。

外出や生活支援を行っている事業所はあるとは聞いておりますが、市内事業所全てを把握はしておりません。以上でございます。

### ○2番（石崎誠子君）

ありがとうございます。それぞれの地域の状況は分かりました。

高齢者にとって健康維持という観点から、外に出かけることや栄養バランスの取れた食事は欠かせないと思います。まずは、買物に行く手段を増やすことが重要だと考えますので、既に取り組みされている地域もあるかもしれませんが、現状、お困りの地域や今後支援が必要になる地域にもこの取組が広がっていけばと思います。この取組は、親族や友人、御近所など頼れる方がいない高齢者を取り残さないために、少しでも交通手段を増やしていく、また地域の方が関わることで見守りにもなるという目的で始まりました。今後進めていく上で事業者や地域住民だけでできることには限界がありますので、行政の支援も欠かせないと考えます。

そこで、地域の課題解決に向けたこうした地域の協働による買物支援の取組を持続させるために行政としてどのような支援ができるのか、また、市はこのような介護施設などと協働した買物支援についてどのような見解であるのか、お伺いいたします。

### ○保険福祉部長（小林徹男君）

介護事業所の買物支援事業につきましては、地域の皆様の買物への不安・不便に対して地域課題の解決に向け、地元の介護事業所の地域貢献の思いが一致しての取組かと思われております。市民の方々にとっても、御自分に合った利用しやすい方法として複数の選択肢が増えていくことは大変ありがたいことだと思っております。

また、買物支援の一助となるすばらしい取組でありますので、試行的に進められていく中で課題も出てくると思いますので、市としてできる支援について一緒に検討してまいりたいと考えております。

今後、高齢者の買物支援の一助として、市内の事業所への情報提供、また御協力の支援等、

御紹介をしていきたいと考えております。以上でございます。

## ○2番（石崎誠子君）

ありがとうございます。

団塊の世代全員が後期高齢者となる2025年は、すぐそこまで来ています。この取組が継続できるような支援については、市も一緒に検討していただけるという御答弁をいただきました。ぜひ定着するまで一緒に取り組んでいただき、よいものになるようサポートしていただきたいと思っております。

そこで、最後に市長に2点お伺いいたします。

1点目は、先ほども部長に御答弁をいただきましたが、地域の実情に合った移動支援、買物支援について、市民発議の取組をよりよい形になるようサポートしていただきたいと思っておりますが、改めて市長のお考えをお聞かせください。

2点目は、冒頭にも申し上げましたように買物弱者については、体力の低下、つながりの希薄化、身近な商店の撤退、公共交通の縮小など様々な要因がありますので、高齢福祉課だけではなく、市の複数の課にまたがる課題として、関係する部署が連携して横断的に取組を進めていただきたいと思っております。このことも含め、今後の移動困難対策に関する市長のお考えも合わせてお聞かせください。

## ○市長（日永貴章君）

それでは御答弁させていただきます。

まず1点目につきましては、今回御紹介をいただいた地域の取組につきましては、やはり一度取り組まれて、また課題が出て、またさらに改善をして新たな取組をしていきたいということでございます。やはり、いろいろなことを取りかかっても、やはり実情・事情等によって、また使われる方のニーズ等があり、なかなかうまくいかない部分もあるかと思っておりますが、やはりそういった課題を克服しながらよりよいものにしていくためには、やはり利用する方、そしてサービスに協力していただける方、地域の方、そして我々行政が協力していかなければなりませんので、しっかりとした取組をしていただくとともに、我々行政といたしましても、できることは支援をしていかなければならないというふうに思っております。

また、2つ目の事項でございますけれども、やはり買物をはじめ市民の移動は暮らしそのものでございますので、今後のまちづくりなどにも関わる大変重要な課題であるというふうな認識を持っております。行政といたしましても、一つのサービスだけに力点を置くのではなく、各移動手段に係るサービスを改善して利便性の向上や市民の皆様方のお力、地域の社会福祉資源の発掘・活用なども含め、市民の皆様方にとってよりよい選択肢を示せるよう協力をしながら進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

## ○2番（石崎誠子君）

市長、ありがとうございます。

地域住民の取組がよりよい形となり持続できるように、ぜひ様々な面でサポートをお願いしたいと思います。

引き続き市民の声を聞き、庁舎内で関係する部署が横断的に取り組んでいただき、制度のはざまにいる高齢者を取り残すことがないような支援策を講じていただくことをお願いし、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（島田 浩君）

2番議員の質問を終わります。

ここで休憩を取らせていただきます。再開を14時25分、お願いします。

午後2時15分 休憩

午後2時26分 再開

○議長（島田 浩君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、質問順位13番の17番・真野和久議員の質問を許します。

真野議員。

○17番（真野和久君）

それでは、今回の一般質問は、1点目として、狹隘道路に面した宅地開発でセットバックをした場合などの道路舗装、側溝整備について、2点目として、地域の側溝の清掃・しゅんせつの支援について、3点目として、小中学校適正規模・適正配置等検証委員会について質問をしたいと思います。

まず最初に、狹隘道路に面した宅地開発でセットバックした場合などの道路舗装、側溝整備についてお尋ねをいたします。

これまで農家の住宅であった土地に新たに数軒の住宅を建てて販売されているのをよく見かけます。その中で、幅4メートル以下の狹隘道路に面した住宅で道路幅の確保のためにセットバック、いわゆる下がった部分・部位ですが、の土地が未舗装のままになっていたり、側溝もそのままになっているケースを見かけます。

そうした住宅を購入した市民から、未舗装部分を舗装してほしい、側溝を付け替えてほしい、市に土地を寄附したいとの相談がありました。しかし、現在市ではそうした制度はなく、寄附をしてもらっても舗装はできないという回答でした。

道路が狭いと救急車などの緊急車両が入れなかったり、火事の際に消火活動が制限されてしまったり、災害時に避難する場合に危険であったりするので、道路幅を広げておく必要があります。

個人の要望としてではなく、緊急時や災害時の危険性を下げるためにも、市がこうした道路の拡幅に取り組んでいく必要があると思います。

そういう点から、次の3点について質問をいたします。

1つ目として、土地を寄附して整備してほしいという要望を市は聞いているのでしょうか。そうした要望があった場合の対応はどうされていますか。

2点目として、開発業者が開発する際に道路・側溝整備を行うことが基本だと考えますが、建築確認申請などの際に業者に指導をしていないのでしょうか。

3点目として、近隣の津島市、弥富市、あま市には狭隘道路の拡幅整備に関する要綱などがありますが、愛西市の対応はどうでしょうか。

また、こうした狭隘道路だけではなくて、農地を宅地等で活用する場合の道路や側溝の整備についても、道路に面した田んぼの埋立てなどが行われた場合、そののり面であった部分が舗装もされずにそのままになっているという場合がありますが、こうした整備に関しては、どのような指導を行っているのかお尋ねをいたします。

2つ目として、側溝の清掃・しゅんせつの支援です。

日本共産党愛西市議団で、市民の皆さんに市政アンケートを行っています。今年は、コンクリート蓋を上げるのも大変、地域が高齢になって、だんだんできなくなっていると市民から要望をよく聞くようになりました。側溝の清掃に関して聞きました。そうした中で送られてきた意見として、選択肢の中では、町内会が業者に委託できるような補助制度をつくってほしいというものが一番多くを占めました。市民から寄せられた声の中でも、そうした制度をつくってほしいという声が多数でした。また、こうした側溝などの清掃の際に毎回仕事を休まなければいけない、市で行ってほしいというような比較的若い世代の声もありました。

そうした観点から、4つについて、まずお尋ねをいたします。

側溝の清掃・しゅんせつについて、市民からの相談などはあるのでしょうか。

2点目として、側溝は道路と同様に市が維持管理するのではないかと思います、市の見解はどうでしょうか。

3点目として、地域の側溝のしゅんせつについて、6月議会の河合議員の一般質問で、市長は地域要望に組み込むなどの検討の時期に来ていると答弁されていましたが、部局のほうでの検討はどうなっているのでしょうか。

4点目として、先ほどの選択肢にもありましたが、地域町内会などがシルバー人材センターなどや業者などにこうした側溝のしゅんせつや清掃を依頼できるように市が助成を検討してはどうでしょうか。

3つ目の項目として、小学校適正規模・適正配置等検証委員会についてお尋ねいたします。

この項目に関しては、昨日も多くの方が質問に立ちましたので、重複するところはあるとは思いますが、回答のほうをよろしくお願ひいたします。

10月5日の令和3年度愛西市総合教育会議の中で、委員から学校の校舎の老朽化対策と小・中学校適正化に関する意見が出され、教育長から検証委員会を立ち上げる提案があり、了承がされました。計画案は、今のいわゆる立田中の地域へ一つにまとめるという、立田地区、八開地区の統合案がありましたが、この案に関しては、学校をなくすなという八開地区の地元の皆さんの強い反対があり、また同意も得られずに現在進んでいません。こうした中で、見直しのために検証委員会ができることは大変評価しますが、検証の際に児童・生徒数や未就学児の数などの数字だけではなくて、大きな障害のもととなっている地域の声をしっかりと反映する必要があるというふうに考えます。

そうした点から、2点についてお尋ねをいたします。

1つ目として、この検証委員会の構成、審議する内容、そして今後のスケジュールについてお尋ねをいたします。

2点目として、検証委員会で検討する場合にこうした地域の要望や意見をどのように取り入れていくのか、お尋ねをします。

以上、総括質問として、その後は再質問を行っていきます。どうぞよろしく願いいたします。

#### ○産業建設部長（山田哲司君）

初めに、セットバックの件で御答弁のほうをさせていただきます。

土地を道路として寄附する場合ですけれども、愛西市寄附採納道路の基準に基づき、舗装及び適切な排水設備を整備していただいた後に寄附をしていただいております。

次に、開発時に道路・側溝整備を業者に指導しないのかということですが、住宅地等の開発時には、愛西市住宅地開発事業等に関する指導要綱に基づき、道路・側溝整備を業者に指導しております。

次に、津島市では狭隘道路の整備の要綱があるが、愛西市はどうかということですが、現在、愛西市にはその要綱はありません。

次に、農地を埋め立てたときのり面だった部分の整備についてですが、農地を埋め立てるときの申請を産業振興課で受け付けたときに、道路に雨水がたまらないように処理していただくよう指導のほうはさせていただきます。

次に、側溝しゅんせつの関係でございます。

市民からの相談はとのことですが、令和3年度ですけれども、現時点で29件の相談があり、実施したのは5件でございます。

次に、側溝の管理ですが、側溝は市のほうで管理をしております。

側溝しゅんせつについては、地域住民の自らの手で行っていただきたいと考えており、市としては、市民との適切な役割分担と協働を念頭に状況を観察しながら取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、側溝しゅんせつについて検討の件ですが、既設容量の半分以上が土等で堆積し排水を阻害している場合、また側溝の甲蓋が設置してある場合において、市でのしゅんせつが実施できないかを検討しているところでございます。

続きまして、地域がシルバー人材センターなどに依頼できるように市が助成を検討してはということですが、現在はそのようなことは考えておりません。以上です。

#### ○教育部長（三輪進一郎君）

検証委員会の構成、あと審議する内容、スケジュールでとの御質問でございます。

委員会の構成は、外部有識者、学識経験者及び小・中各学校長代表の計9名の委員を予定しております。

審議事項は、現在進めております愛西市小中学校適正規模等基本計画が基本方針策定時に比べ児童・生徒数の状況に変化が確認されたことなどを踏まえ、現行の計画について検証をして

いただくことを目的としております。

スケジュールにつきましては、今年度中に4回から5回委員会を開催し、年度内に検証結果の報告をいただきたいと考えております。

続きまして、2点目の地域の要望や意見をどのように取り入れるのかという御質問でございますが、今回設置いたします検証委員会では、現在の計画を基本方針に沿って進めるに当たり、その目的・内容が適正であるかを検証することを目的としておりますので、地域の要望や意見を反映することを目的とはしておりません。以上でございます。

#### ○17番（真野和久君）

それでは、再質問を行っていきたいと思います。

最初の1項目めの狹隘道路の宅地開発のセットバックの助成についてお尋ねをしたいと思います。

最初に、先ほどの話でもありましたが、基本的に今のところは個人で整備をしてもらって寄附してというようなことになっているということでありました。しかし、開発業者が事前に開発の整備をしていくというものであればともかくとして、やはりそうした宅地を購入した個人の方々が、そうした、例えば道路舗装や側溝整備などをして、それを市に寄附するということは、とてもやはり現実的ではないというふうに思います。特に、これは相談された方もそうだったんですが、購入した際にほとんどそうしたことを気にも留めずに買っているわけですね、土地を。結果的にセットバックした部分どっちも自分の土地だしということで認識はされているんですけども、その後、じゃあどうしたらいいかという、あまり考えられずに宅地を購入されているというようなことになってしまっているという点で、非常にやはり難しいというふうに思うんですね。だからこそ、やはり開発業者に対してしっかりと指導をしていくことが必要になってくると思うんですが、こうした場合の開発業者への指導とか、例えば個人の場合でもそうですけれども、そうした宅地への指導ということは、特にまず業者への指導ですね、そうした点についてどのようにされているのか、お尋ねをしたいと思います。

#### ○産業建設部長（山田哲司君）

狭い道路に面する小規模開発のような開発許可の対象とならない道路の場合は、個人宅等の建築に伴うセットバックになるため、個人敷地の扱いとなり、道路舗装、側溝整備の指導の対象には現在のところはしておりません。以上です。

#### ○17番（真野和久君）

というところで、先ほども話をしましたが、近隣の津島市、弥富市、あま市も含めて、今3市のところでは狹隘道路の拡幅整備に関する要綱が定められています。そうした要綱の内容としては、建築確認申請の際に市と業者、あるいは市と個人が事前協議をして、後退する土地を市に寄附すれば、その部分の土地の測量、登記、整備などを市が行うとしているところもあります。

やはりそうした制度があつてこそ、こうした狹隘道路の解決ということもできると思いますので、先ほども申しましたが、やはり狹隘道路の問題は、個人が便利か不便かということだけ

ではなくて、やはり災害時や緊急時にしっかりとした市の対応ができる、例えば救急車が入れるところを含めて、そうした対応のためにやはり必要なことだと思いますので、そうした点で現在、愛西市には要綱はないという話ですけれども、今後の策定の予定についてお尋ねします。

**○産業建設部長（山田哲司君）**

現在、策定の準備をしているところでございます。以上です。

**○17番（真野和久君）**

ありがとうございます。

ぜひ、早急に早期にこの要綱を策定していただいて、こういった狹隘道路の解決が進むことを期待したいと思いますので、よろしくお願いします。

それで、今、そうした準備に入っているところではありますが、こうした要綱の策定の時期とか主な検討内容について、現在決まっていることがあれば教えてください。

**○産業建設部長（山田哲司君）**

現在は、周りの市の状況を確認しながら、関係課とも精査し内容を検討している段階です。このような作業が済み調整でき次第、施行のほうを考えております。以上です。

**○17番（真野和久君）**

ありがとうございます。

ぜひ進めていくよう、よろしく願いいたします。

それでは、次の再質問として、先ほどのいわゆる道路ののり面の埋立てについてですが、業者とかそうしたところに、関係者に水がたまらない、雨水がたまらないようお願いしている、指導されているという話でありましたが、実際には、いわゆる宅地の正面ではなくて、宅地の横の側面がちょうどその道路に当たって、ブロック塀とかフェンスがあつて、道路との間に水がよくたまっている、草が生えているというようなことを見かけるわけですが、そういったふうに未舗装のまま、特に宅地開発なんかで販売されているんですけれども、そうした場合の指導についてはどのようになっているのか、お答えをください。

**○産業建設部長（山田哲司君）**

農地を埋め立てた場合ですけれども、産業振興課のほうから農地の転用時に業者のほうへ指導のほうをさせていただいております。以上です。

**○17番（真野和久君）**

そういうお話ではありますけれども、なかなかそういうふうに解決がされていないところもやはり見かけますので、ぜひそうしたところも引き続きそういったお話をさせていただけるようお願いをしたいと思います。

では、2点目の側溝の清掃・しゅんせつについてお尋ねをいたします。

相談については、件数等はありませんでしたが、相談の主な内容についてお尋ねをしたいと思います。

**○産業建設部長（山田哲司君）**

高齢化が進む中、交通量が多い幹線道路のしゅんせつや特殊な工具がないと開けられないま

すのしゅんせつを地域で行うことは難しいというお話は聞いております。以上です。

○17番（真野和久君）

そうした当然交通量の多いところ、清掃に関して危険な部分とか、なかなか地域ではやれない部分についてのしゅんせつ等に市として要望に基づいてやられていることは理解しました。

ただ、先ほどからの話している中で、やはり声をよく聞くのは、本当に各家庭の前の側溝にもう特にコンクリートの蓋がしてあって、市のほうからコンクリートの蓋を外すための機材なんかは貸していただけるというのがあるんですけども、やはりその労力がなかなか高齢になってくるとやれないというような悩みをたくさん聞くようになりました。

そうした点で、先ほどのいわゆる既存容量が半分以上が土等で埋まってしまっている排水溝で機能がなかなか落ちている部分とか、例えば本当にコンクリートや何かでなかなか外して清掃ができないようなところにおいて、市でのしゅんせつが実施できないか検討されているということで、一定基準を設定しながら検討されているということではありますが、これはちょっと確認ですけれども、いわゆるそうした幹線とかの道路とかだけではなくて、いわゆる住宅地の中の地域の蓋のしてあるような側溝に関してもそうした検討がされるのかについて確認をしたいと思います。

○産業建設部長（山田哲司君）

宅地前の側溝も含めて検討のほうをしております。以上です。

○17番（真野和久君）

ありがとうございます。

ぜひそうした悩みが皆さんたくさんありますので、そうしたことを含めてしっかりと検討していただいて、市のほうからも現地を見ながらそうした対応がしていただけるような形を取っていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、3点目の適正規模・適正配置等検証委員会についてお尋ねをします。

最初に、先ほど委員の構成は9名という形でというお話がありましたけれども、ちょっと構成を具体的に詳しく教えていただきたいと思います。

○教育部長（三輪進一郎君）

具体的な構成委員ということでございますが、大学教授1名、適正規模等検討協議会委員経験者1名、老朽化等検討委員会委員1名、市内4地区から有識者4名、市内小学校長1名、市内中学校長1名、以上9名で委員を構成予定をしております。以上でございます。

○17番（真野和久君）

ということは、教授といわゆる学識経験者、それから協議会から、それから老朽化検討委員会ということは、老朽化との関連も含めて検証されるということですか。

○教育部長（三輪進一郎君）

老朽化対策検討委員会委員が入るということは、議員がおっしゃるとおりでございます。以上でございます。

○17番（真野和久君）

各地区から4名というのは、4地区というのは立田地区、八開地区、佐織地区、佐屋地区のそれぞれから1名ということでしょうか。

○教育部長（三輪進一郎君）

はい、委員のおっしゃるとおりでございます。

○17番（真野和久君）

ということは、そうした地域の代表の方がその地域の実情を踏まえて参加されるということですね。分かりました。

そういう中で、昨日からの質問もありましたので、具体的なことについては、私としての今回の質問としては、一つは計画の検証、昨日もありましたが、立田、八開地区の現在の計画だけなのか、そしてまたいろいろと言われていますが、例えば永和地区は今、1小学校、1中学校ですけれども、そうした愛西市内のほかの地区のいわゆる適正化、統廃合についても含まれるのかについてお尋ねします。

○教育部長（三輪進一郎君）

今回の検証でございますが、小中学校適正規模等基本方針及び基本計画の内容について、市全体の状況などにつきまして検証作業を進め、御意見をいただく予定でございます。以上でございます。

○17番（真野和久君）

今、そういう答弁でありました。ということは、具体的に言うと、今のいわゆる計画として提案されている立田地区と八開地区だけではなくて、ほかについても基本的にその必要性があるかどうかということでの検討をしていくということでしょうか。

○教育部長（三輪進一郎君）

先ほども申し上げておるとおり、市全域を一度検証し直すということでございますので、検証として行うものでございます。よろしく申し上げます。

○17番（真野和久君）

分かりました。

じゃあ、ほかのところも可能性があるということですね。

あと、この検証委員会での検証で、このままでいいですよという話になれば、多分このまま進めていかれると思うんですけども、という話になるかもしれませんが、もしこの検証の結果、計画の見直し等をすべきだという提言がされた場合、やはり計画案を一旦白紙に戻してやり直すべきだというふうに考えますけれども、こうした見直しについてはどのように進められるのでしょうか。

○教育部長（三輪進一郎君）

検証の結果、計画について再度検討が必要ということを検証委員会で判断された場合におきましては、再度、検討協議会などを設置し、再度、今後の計画について協議・検討を進めていくという形になると考えております。以上でございます。

○17番（真野和久君）

再度協議に入っていくと、検討協議会等をつくって検討に入っていくという答弁でしたが、そうすると、現在の今の立田中学校のところの一つの小中一貫校をつくるということ、そのものを見直すということになるというふうに考えてよろしいでしょうか。

○教育部長（三輪進一郎君）

立田、八開地区のその小中一貫校を見直すという結論はまだ出ておりませんので、この場でも申し上げられないですけれども、そういったことも含め、市全体を検証するというところでございますので、よろしくお願いいたします。

○17番（真野和久君）

検証委員会の中では、例えばどこどここの学校を適正化で統廃合するとかというようなところの具体的なところまでは出るのか。それと、見直しというのは、早急にやるためにもう一度提案をし直してくださいというところで、具体的にどういう形の見直しというふうに出てくるのか、ちょっといまイメージができないんですけれども、そうした統合の方式までは検証委員会としては出さない、ただ、今のままではまずいので、ちょっともう一遍再検討してくださいという話程度で終わるんですか。

○教育部長（三輪進一郎君）

地区の統合をすとかしないとかといったようなことは、検証会では行いません。今後の児童・生徒数、そういった推計などを基に学校規模だとか学校の適正配置、あと既存施設が利用できるかどうかだとか、あと防災の面、そういったことを多面的な面から様々なことを検証していただくということでございます。以上でございます。

○17番（真野和久君）

今、防災の面とかそうした多面的なことも検証されるということになってくると、いわゆるこういったパターンでは、とにかく人数を増やしてやっていって、どこかの場所につくるということだけではなくて、どこに学校を置くのかというようなことも含めて検証をされていくということでもいいんですか。

○教育部長（三輪進一郎君）

そういった計画的なことは、検討協議会のほうで再度、協議・検討をすることになりますので、そういったものではなくて、あくまでも検証ということでございますので、先ほど申し上げた項目のような内容で検証を進めていきたいということでございます。

○17番（真野和久君）

いろんな検証、いろんなことをいろいろと地域的なことも含めて検証されるというようなことですが、具体的な案が出ないということであったとしても、もしこのままじゃなくて、やはり見直しが必要だということになれば、現実的に現在の計画は見直し、やり直しというようなことになると思います。その点もしっかりと教育委員会の中でも、そうなった場合にそうした明確なメッセージをぜひ出していただきたいし、明確な対応をしていただきたいというふうに思います。

あと、それからやはり大事なこととしてあるのは、そもそもの今の適正化の計画、立田中の

ところに八開と立田の地域の小・中学校をまとめて、そして小中一貫校をつくるという案に関しては、やはりその地域から学校がなくなることに對する非常に大きな皆さんの不安が表明されて、なかなかうまくいかなくなってしまったということになったと思います。そういう点で、やはりそうした案をつくって、そして具体的に計画として進めたいという場合に、そうした案を決める段階で、先ほど検証委員会のときには、地域の考えとかこういう考えや何かは基本的に入りませんよという話でありましたが、もう一度見直しという段階になって、新たに協議会等をつくって計画案をつくっていくという段階になった場合に、やはり地域の住民の皆さんの意見とか声というのをしっかりと反映をさせて計画を作成してつくっていくということが大事ではないかというふうに思います。

じゃないと、また同じことが繰り返されてしまうということにもなりかねません。やっぱりその点は、しっかりと話し合いをしながら案をつくっていくということをぜひ検討していただいたりもして、そうした必要があると思うんですが、教育委員会の考え方はどうでしょうか。

#### ○教育部長（三輪進一郎君）

当然、計画の段階になれば説明会や懇談会、そういったものをそういった場を考えていかななくてはならないと考えております。以上でございます。

#### ○17番（真野和久君）

当然そうした形で進められるとは思いますが、ただやはり、今回のある意味、結論は出ていませんけれども、今までの教訓としてあるのは、この案でどうですかということで、そのまま説明に入っちゃって、そのまま駄目ですよという話、同意できないという話になってしまったので、やはり具体的にそうした案を練り上げる中に住民のいろんな意見、地域の人たちの声を入れていくということだというふうに思うので、そういう仕組みをぜひつくっていただきたいと思うんですが、そうしたことに對しての教育委員会としての考え方をお尋ねします。

#### ○教育長（平尾 理君）

今の議員の御意見であります。基本的に会を進めていく上では、検証委員会といえども、検証だけで、これは駄目で、これはもう一回修正しなさいというようなことであれば、これは我々の求めておる、望んでおる結果は出ないと、私どもとしましては、何が課題になっておるのか、これを浮き彫りにしないと次の、仮にその協議会が立ち上げる必要があれば立ち上げると部長が申し上げましたが、そのときに何が課題なのかということ浮き彫りにしないとこれは駄目だということをもって、言葉は選ばなきゃいけないわけなんです。ある意味、方向づけだけは、これはしていただかないと、検証して、結果、これがそのまま計画もいいよというふうだったらそのままになるわけなんです。それがなかなか難しいというような状況下であって、さらに一歩深く進めていきなさいよということであれば、どこをどの部分を協議すべきかというような方向づけをしていただかなければいけないということが1点です。

それと、話し合いにつきましても、いわゆる今までの中で説明会をさせていただいた、その中でいろいろな御意見をいただいております。大体我々としても、どのような意見かということ認識しておるつもりではありますけれども、全ての人のそれぞれの意見はどこかで集約しな

ければいけない、これは思っておるわけなんです、いずれにしましても、ある程度の方向づけをし、協議会で協議結果をお示ししないと、どこから進めていいか分からないというようなこともありますので、その辺りのことは我々としても認識して進めたいなということを思っています。以上です。

#### ○17番（真野和久君）

今、教育長が言われた、そのとおりだと思います。

やはり、もし今のあれで見直したほうがいいですよと言われた場合に、先ほどいろいろと今までの地域からのいろんな意見を御存じだと思いますので、そうしたことも含めながら、やはりそうしたことを固めていく中でしっかり、そして地域の人たちの声も取り上げながら、そういった課題を解決していくというような姿勢でぜひ取り組んでいただければなあというふうに思います。

ただ、基本的にやはり子供の育ちを第一にと言われますけれども、子供の育ちというものは、当然学校の中での学校教育もあるし、地域の中でも子供の教育、教育とか子育てというものも当然あるので、やはり地域の人たちの、どうしていく形が一番いいのかということもしっかりと踏まえた上でやっていただけるように要望したいというふうに思います。

学校教育の在り方そのものについても、僕らとしては統合していいのかということもありますけれども、やはり地域の人たちが納得できる形のしっかりとした方針を協力してつくっていただけるように要望いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

#### ○議長（島田 浩君）

17番議員の質問を終わります。

ここで休憩を取らせていただきます。再開を15時15分、お願いします。

午後3時04分 休憩

午後3時14分 再開

#### ○議長（島田 浩君）

それでは、休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、質問順位14番の9番・神田康史議員の質問を許します。

神田議員。

#### ○9番（神田康史君）

14番目、最後ですので、皆さんも多分お疲れでしょうかと思いますので、手短かに質問します。そして、手短かに簡潔に答えていただければ結構です。よろしく願いいたします。

今回、私は地籍調査の必要性を問うというテーマで質問をさせていただきます。

6つほど質問させていただいて、一括で御回答いただき、その後、再質問へ進んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

2011年3月11日に発生したマグニチュード9の大地震、震度7の東日本の太平洋沿岸部に大津波が襲来し、多大な被害を受けたことは記憶に新しいところであります。議員各位の方々も、テレビにおけるライブ中継等を見られていたことだと思います。このとき、福島第一原子力発

電所の事故も発生するなど、日本は戦後最大とも言える国難に直面しました。

さて、10年たった今も大災害の復興整備が順調に進んでいるとは思えない現状がここにあります。この災害復興を妨げる要因の一つに地籍の整備不足があると言われていています。所有権の保護を絶対視する我が国、つまり所有権は基本的には不可侵というふうな考え方が根底にあります。こういった部分が復興を妨げる要因にあるような気もいたします。

なお、私たちは、平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に生じる所得については、復興特別所得税として通常とは別に納付しなければなりません。早期復興が実現できれば、私たちの復興増税にかかる負担も軽減されることと思います。

さて、ここで私は、復興を妨げる要因の一つに地籍の整備不足を上げましたが、そもそもの質問をいたします。地籍とは一体何でしょうか。御説明ください。

第2、国が推進しているこの地籍調査には、その目的を推進させるために補助金が創設されています。もし、この補助金制度を活用して地籍調査を実施した場合、この愛西市、市の負担はどれほどになるでしょうか、御説明お願いいたします。

3番目、地籍調査によるメリット、利点とデメリット、いわゆる懸念とか阻害要因という意味で考えておりますが、について、どのようなものがあるか、御説明いただきたいと思います。

4問目、地籍調査でできることとできないことについて御説明ください。

5問目、地籍整備推進調査費補助金とは一体何でしょうか。その内容について御説明をお願いいたします。

6問目、県内市町村の地籍調査の進捗状況と現状について御説明ください。

以上、1問から6問までよろしく御説明いたします。

#### ○産業建設部長（山田哲司君）

それでは、順次御答弁のほうをさせていただきます。

まず1点目の地籍とは何かとのことですけれども、土地の所有者、地番、境界、面積などの土地に関する記録が地籍となります。

また、地籍調査とは、土地における地籍の明確化を図ることを目的として、国土調査法に基づき1筆ごとの土地の所有者、地番、地目及び境界の調査と面積に関する調査を行い、簿冊と地図を作成する調査となります。

なお、地籍調査で行われる測量は、国家基準点から衛星測量により基準点を設置し測量する精度の高いものとなります。

2点目の地籍調査事業費の補助制度ですけれども、補助金は調査に必要な経費の2分の1は国、4分の1は県が補助し、残りの4分の1が市の負担となります。県、市町村が負担する経費については、80%が特別交付税措置の対象となることが国や県において示されています。

3点目の地籍調査によるメリット・デメリットですけれども、メリットとしては、土地境界をめぐるトラブルの未然防止、各種公共事業の効率化・コスト削減、災害復旧の迅速化などが挙げられます。

デメリットとしては、特筆すべきものはありませんが、地籍調査が進まない一般的な要因と

しては、境界の確認などに時間と手間がかかること、地籍調査の必要性や効果が十分に理解されていないことから実施に向けた機運が高まらないこと、昨今の財政状況の悪化や行政ニーズの多様化などにより地籍調査の実施に必要な予算や職員の確保が難しくなっていることなどが上げられています。

なお、地籍調査を円滑に進めるため、実施者である市区町村の状況に応じ、直営に加え、民間等の専門技術者に外注することや、国土調査法第10条第2項の規定に基づき、地籍調査を的確に実施できる技術的な基礎のある法人に各工程を一括して委託することも考えられます。

次に、4点目の地籍調査でできることとできないことはということで、まず、地籍調査でできることですが、隣接する土地の合筆、土地利用に合わせた分筆、現況地目に合わせた地目変更といった修正または訂正をすることができます。ただし、農地法など他法令に抵触する場合を除きます。

次に、地籍調査においてできないことは、交換、相続登記など所有権の移転に関することはできません。

5点目の地籍整備推進調査費補助金についてでございます。

地籍整備推進調査費補助金は、平成22年度に創設された補助金制度となり、地方公共団体や民間事業者等が国土調査法第19条第5項指定を積極的に申請できるよう指定申請に必要な測量・調査、成果の作成に係る経費に対し補助する制度となります。

なお、19条5項指定とは、市町村、民間事業者などが行う地籍調査以外の測量及び調査において、地籍調査と同等以上の精度で測量等を実施し、地籍調査が実施された区域と同様に扱われるよう国の指定を受けるものです。

また、1地区当たり500平方メートル以上といった面積要件などがあり、地方公共団体が実施した場合は補助対象事業の2分の1になり、民間事業者等は3分の1以内の補助率となります。

次に6点目です。

県内市町村の地籍調査の進捗状況と現状はということで、愛知県における地籍調査の進捗率は約13%となっており、全国平均の約52%と比較すると低い水準にあると考えられます。県内の24市町村が10%未満の進捗率となっており、本市においては約19%となります。以上でございます。

#### ○9番（神田康史君）

ありがとうございました。

今、私が質問しました6つの部分で少し私なりにかいつまんでみると、人に戸籍、土地に地籍というようなイメージかなあというふうに思います。かなりこの地籍調査というものは精度の高い部分を求めてくるという部分だと思います。

この事業費の補助制度は、実質2分の1と4分の1と4分の1、その4分の1の8割ですから、市の負担は5%で済むというように感じます。

地籍調査によるメリット・デメリットの部分についても、先ほどのいわゆる公共事業の効率

化とか、災害復旧の迅速化とか、そういったものが非常に今上げられると思いますし、私もその視点で今回の質問を基本的にはつくってききました。

地籍調査ができること、できないことというのは、結局、分筆、合筆、地目変更、こういったものはオーケーだけれども、所有権の移転、つまり先ほど申し上げた、日本では所有権は不可侵、つまり絶対的に保護される部分、そうすると、これは売主と買主の商行為によって決まることであって地籍調査では口を出せないと、こういうふうにちょっと理解をしてみたんですけど、もし間違っていれば御指摘ください。

この地籍調査整備推進調査費補助金というのは、要は地籍調査と同等以上の非常に高い精度で調査をしてくれるんだったら国等の指定を受けて、ただ、500平米以上の面積要件があるけれども、要するに補助金を出しましょうねというふうに考えております。

各議員の方々に資料配付させていただきましたが、今の愛西市を含めて愛知県全域で見ると、この資料で皆さんに御配付させていただいたとおりの状況であります。全国が52%なのに愛知県は13%であると、これが現状のようであります。

ここで少し視点を変えて、OHPをお願いします。

これを見ていただくと、赤いところ、グリーンのところ、濃いグリーンと、幾つかいろいろあると思いますけれども、これ、皆さん手元にたしか私、資料配付させていただきましたので、手元で見ていただければ結構だと思います。

少し視点を変えてみると、台風、地震、集中豪雨等と全国の地籍調査との相関関係をちょっと見てみたいと思います。

ネット等からちょっと拾ってみましたので、直近の2021年から2007年ぐらい、つまり13年間ぐらいでどうなったかということを見ると、2021年2月、福島沖地震、これは2011年3月11日、皆さん御案内のような未曾有の東日本大震災でありますけれども、これに発生した東北地方、太平洋沖地震の余震であるとされています。

それから2019年8月、九州北部豪雨、これは長崎県から佐賀、福岡までの広い範囲にかけて長期間にわたる線状降水帯、私もこれで初めて覚えたんですが、線状降水帯による集中豪雨が発生した。全国で観測史上1位の記録を更新したと言われております。

それから2018年7月豪雨、これは西日本豪雨とも言われますが、これは広島県、岡山県、愛媛県などに甚大な被害をもたらしました。大体、瀬戸内の辺ですから分かると思いますけれども、死者が200人を超え、水害による死者は100人を超え、平成に入ってから初、昭和に遡っても長崎豪雨以来の大雨だった。

それから4番目、2018年、北海道胆振東部地震、これは2018年9月6日、マグニチュード6.7ですね、それから厚真町で震度7で、札幌市東区、それから新千歳空港などで6弱を観測して、厚真火力発電所が止まって北海道全土で295万戸が停電した、こういった部分です。

それから2017年7月、九州北部豪雨、これは2017年の7月5日から6日にかけて、これは福岡県と大分県の集中豪雨、死者・行方不明者42名、それから2016年、熊本地震、2016年4月14日でしたですね。それから2014年8月、豪雨による広島県の土砂災害、これは2014年8月20日

に広島市北部のところのいわゆる土砂災害ですね、土石流などで死者74人、家屋の全半壊255軒というふうなものです。

それから最後に、一番最大なものとして、2011年3月11日に発生したマグニチュード9のいわゆる東日本大震災の分ですね。これは、福島第一原子力発電所に事故を発生させるなど、日本は戦後最大とも言える国難に直面したところです。

これを見ていただくと、ずうっと何となく皆さんも分かってくるかなあというふうに思いますけれども、結局は、今まで見てきたように全国の地籍調査の実施状況と台風、地震、集中豪雨等の罹災状況とがほぼリンクする形になっているのかなあというふうに思います。つまり大災害を受けた都道府県ほど地籍調査の進捗率が高いということがざっくり言えるのではないかと思います。

ところで、愛知県は他都道府県に比べて幸運にも大災害の被害を受けなかったため、全国的に見れば地籍調査進捗率は低いレベルに甘んじています。

問い6で私が質問しました。その答弁からも、全国平均52%と比較すると愛知県は地籍調査進捗率が13%となっており、また、本市においては約19%であります。また、近隣市では、津島市24%、弥富市10%、あま市23%、稲沢市33%となっています。

全国平均52%以下の愛知県、これは現在13%ですが、では地籍調査を推進させるための支援を講じていると聞いております。さて、それはどんな支援策なのか。地籍調査を実施する市町村に対する愛知県の支援について御説明をお願いいたします。

#### ○産業建設部長（山田哲司君）

市町村が地籍調査を実施する場合には、その準備段階となる事業計画の作成や関係機関との連絡調整などの支援を県から受けることができます。また、県は市町村に出向いて人工衛星や航空機から測量・解析して得た地形データの活用方法や所有者の探索方法などの技術指導も行っております。以上です。

#### ○9番（神田康史君）

ありがとうございました。

次に、議員の方々に個別配付した資料の中をちょっと見ていただきまして、愛知県の資料では、愛知県54市町村のうち、実施中が15市町村、休止中が23市町村、未着手が16市町村の3つに分類されています。その中で、本市は休止中となっています。この経緯を御説明ください。

#### ○産業建設部長（山田哲司君）

本市の地籍調査は、旧佐屋町の一部において職員が直営で調査を行うやり方で昭和41年度に9.66平方キロメートルの調査に着手しましたが、調査に関する合意形成などが得られなかったため、昭和58年度に休止をしております。

また、当地域は土地改良事業が広範にわたり施行されていることなどから、比較的公図がしっかりしており、実施に向けた機運が高まらなかったことも休止理由の一つと考えられます。以上です。

#### ○9番（神田康史君）

ありがとうございました。

今まで、主に災害復興の視点から地籍調査について論じてきました。今の現状がこの現状にあります。

最後に、市長に今までのことを踏まえて地籍調査に対する御意見や、市長としての今後のこのテーマ、つまり地籍調査に対する取組について、御答弁お願いいたします。

**○市長（日永貴章君）**

それでは御答弁させていただきます。

地籍調査につきましては、議員からの御質問の中、また答弁の中でもございましたけれども、土地の所有者や境界が明確になり、土地資産の保全が図られることに加え、大規模災害の復旧の迅速化や公共事業の効率化などにも貢献するという認識を持っております。

特に、発生が危惧をされております南海トラフ巨大地震など大規模地震災害への備えにも効果的であると思われまます。

しかしながら、この事業を進める中では、やはり土地所有者などの協力がなくては実施することはなかなか難しいという認識でございます。

地籍調査は、一般的になじみや知名度も低いため、調査への理解や合意形成を図る必要があります。また、市の負担は低いというふうに言われておりますが、規模に応じて費用の負担は大きくなってまいります。引き続き、国や県と連携を図りながら地籍調査の重要性について普及啓発を努めていくとともに、今後の公共事業に合わせた効率的な実施の検討をしながら、社会動向や財政状況を踏まえ、必要な対策を講じていきたいというふうに考えております。以上でございます。

**○9番（神田康史君）**

ありがとうございました。

予定よりも大体5分ぐらい遅れましたけれども、大体30分以内というふうに思っておりますが、これで質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

**○議長（島田 浩君）**

9番議員の質問を終わります。

ここで、出席人数の調整のため暫時休憩といたします。

午後3時38分 休憩

午後3時40分 再開

**○議長（島田 浩君）**

会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（島田 浩君）

以上をもちまして、本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は12月14日午前9時30分より再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後 3 時40分 散会